

第6編

資料

I 事務日程

第25回参議院議員通常選挙 事務日程

【7月4日公示日・7月21日選挙期日】

日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
1月9日	水	▲ 176	▲ 193	政治活動用ポスターの掲示の制限について(法143⑩、⑪) (任期満了前6月(1月28日)～選挙の期日まで)	
3月29日	金	▲ 97	▲ 114	県議会議員一般選挙告示日	
4月7日	日	▲ 88	▲ 105	県議会議員一般選挙選挙期日	
4月10日	水	▲ 85	▲ 102	第4回選挙管理委員会(13:00～13:30) 【付議】政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数について 【付議】ポスター掲示場のポスターを掲示することができる区画の敷について 【協議】投票用紙の様式及び規格について 【協議】選挙公報の様式及び規格について 【協議】選挙公報の禁止の強化について(法199の2、199の5) (任期満了前90日(4月29日)～選挙の期日まで)	選挙管理委員会
4月16日	火	▲ 79	▲ 96	統一地方選(市)告示日	
4月14日	日	▲ 81	▲ 98	統一地方選(市)告示日	
4月16日	火	▲ 79	▲ 96	統一地方選(市)告示日	
4月21日	日	▲ 74	▲ 91	統一地方選(市)選挙期日	
4月26日	金	▲ 69	▲ 86	【委員会告示(定例)】 政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数	
4月27日(土)	土			10連休	
5月8日	水	▲ 57	▲ 74	第5回選挙管理委員会(13:30～14:30) 【全て協議】 ・選挙人名簿登録基準日等について ・ポスターの掲示開始期日について ・繰上投票区及び投票期日 ・選挙長及び同職務代理者の選任について ・選挙分会長及び同職務代理者の選任について ・選挙会を行う場所及び日時について ・選挙会を行う場所及び日時について ・政見放送及び経歴放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時について ・参議院比例代表選出議員選挙人名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院各簿登載者の氏名の掲示等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について ・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時について ・選挙運動従事者及び労働者に対する実質弁償の額及び報酬の額について ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数の1の数の及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙選挙区別の3分の1の数について ・選挙運動費用支出制限額について ・選挙人名簿登録者数の50分の1の数の1の数の及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1の数の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙選挙区別の3分の1の数について(6月5日登録)	選挙管理委員会
5月9日	木	▲ 56	▲ 73	長崎県各市町選挙管理委員会連合会総会	佐々町
5月20日	月	▲ 45	▲ 62	政見放送打合せ(13:30～15:00)	県庁内会議室
5月23日	木	▲ 42	▲ 59	投票用紙の原紙作成(14:00～16:00)	印刷所
5月24日	金	▲ 41	▲ 58	市町選挙管理委員会委員長・書記長会議(13:30～16:00) ・都道府県選挙管理委員会委員長・書記長会議(10:00～12:00) ・都道府県選挙管理委員会選挙担当係長会議(13:00～16:00) ・在外投票用紙等の受領(総務省から配達)	市町村会館6F 総務省 総務省 書記室
5月27日	月	▲ 38	▲ 55	投票用紙の印刷(9:00～17:00) ■投票票速報オンラインシステム回線工事	印刷所 県庁内

県の事務

日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
5月28日	火	▲ 37	▲ 54	投票用紙の裁断①・投票用紙の点字表示印刷①(9:00～17:00)	印刷所
5月29日	水	▲ 36	▲ 53	投票用紙の裁断②・投票用紙点字表示印刷②(9:00～17:00)	印刷所
5月30日	木	▲ 35	▲ 52	投票用紙等の搬入・点検(9:00～12:00) ・点字投票用紙・在外投票用紙等の仕分け	県庁内会議室
5月31日	金	▲ 34	▲ 51	投票用紙等・在外投票用紙等の発送(6:30～7:45)・全市町到着	県庁内会議室
6月1日	土	▲ 33	▲ 50	口時登録(選挙日6/1・登録日6/1又は6/3)	【6/4記号発表】
6月3日(月)	月	▲ 28	▲ 45	速報オンラインシステム 機器設置・導通確認 ※県・市町	書記室
6月6日	木	▲ 24	▲ 41	立候補予定者・政党等説明会(13:30～17:30)	大C会議室
6月10日	月	▲ 24	▲ 41	不在者投票指定施設説明会(14:00～15:30) ※県央地区	森田公民館(島原市)
6月11日	火	▲ 23	▲ 40	不在者投票指定施設説明会(14:00～15:30) ※県北地区	天原庁舎(佐世保市)
6月12日	水	▲ 22	▲ 39	長崎大学における選挙講義	長崎大学
6月17日	月	▲ 17	▲ 34	第6回選挙管理委員会(13:30～14:30) 【付議】長崎県選挙関係事務執行規定の一部改正(選挙公報・氏名等掲示等) 【付議】随時啓発計画 【報告】ポスター掲示場設置数の減少 県議会開会	選挙管理委員会
6月18日	火	▲ 16	▲ 33	名簿届出政党等名称等掲示の印刷に係る入札	県庁内会議室
6月19日	水	▲ 15	▲ 32	投票票速報レク(11:00～12:00)	県政記者クラブ
6月20日	木	▲ 14	▲ 31	■第1回投票速報リハーサル(オンライン) ※県・市町 ・選挙公報の印刷・発送にかかる打合せ(14:00～15:00)	書記室
6月21日	金	▲ 13	▲ 30	■第1回公示日リハーサル(オンライン) ※県のみ ・表示板、標旗、腕章、腕章、ピラ証紙の納品	印刷所
6月24日	月	▲ 10	▲ 27	立候補届出書類の事前審査開始(～6月28日(金)) ・ピラ証紙の枚数確認(10:00～15:00)	県庁内会議室
6月25日	火	▲ 9	▲ 26	政見放送事前申し込み	書記室
6月27日	木	▲ 7	▲ 24	■第2回公示日リハーサル(オンライン) ※県のみ	県庁内会議室
6月26日	水	▲ 8	▲ 25	通常国会最終日【会期延長なし】 ・選挙期日の閣議決定【臨時閣議】	書記室
6月27日	木	▲ 7	▲ 24	公営物資の箱詰め(10:30～11:00)	大C会議室
6月28日	金	▲ 6	▲ 23	名簿届出政党等名称等掲示配付用台紙(期日前用)の市町への到着完了 ・立候補届出会場設営 【委員会告示(号外)】 ・選挙人名簿登録基準日等(法22③、令14②) ・ポスター掲示場設置数速報受理(法144の2⑤)	大B会議室
7月1日	月	▲ 3	▲ 20	立候補届出交付リハーサル(10:00～12:00)	大B会議室
7月3日	水	▲ 1	▲ 18	【選挙人名簿登録基準日・登録日】 立選挙人名簿登録者数速報受理(法22③、地自法第74④)	16時記者発表
7月4日	木	0	▲ 17	◎公示日 【委員会告示】 ・繰上投票区及び投票期日(法56、令46①) ・投票用紙の様式及び規格 ・選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81) ・選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81) ・選挙会を行う場所及び日時(法78) ・選挙分会を行う場所及び日時(法78) ・選挙公報掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(法169⑤)	

第25回参議院議員通常選挙 事務日程

【7月4日公示日・7月21日選挙期日】

県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
7月4日	木	0	▲ 17	<ul style="list-style-type: none"> ・政見放送順序を定めるくじを行う場所及び日時（実施規程14①） ・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（法175③、⑤） ・選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額（法197の2①、②、令129） ・選挙人名簿登録者数の50分の1及び3分の1の款ほか（地自法74ほか） ・選挙運動費用支出制限額（法194①、196） <p>【選挙長告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙長の執務場所（県規3②） ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時（法76、62⑥） ・候補者届出書の受理（法86⑬） ※以下、「立候補届出」と表記 <p>【選挙分会長告示】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙分会長の執務場所（県規3②） ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時（法76、62⑥） <p>【選挙区・立候補届出受理等関係事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立候補届出受理（8:30～17:00）（法86の4①、②） ・立候補届出受理の記者発表（10:15、15:15、17:15） ・立候補届出受理の報告（法86の4①） ・立候補届出受理の通知（令92⑨、①） <ul style="list-style-type: none"> ・照会 ・総務（総務省、市町、地方書記室、県政記者クラブ） ・公営物質（法141⑤、県規8ほか） ・証明書等（法149①、規則20①ほか）の交付 ・選挙事務所原簿（総orデータを受理・印刷所持込み（当日分） ・選挙事務所の設置・異動届の受付開始（法130②、令108） ・出納責任者の選任・異動届の受付開始（法180③、182） ・選挙運動事務員等届出書の受付開始（法197の2⑤、令129⑧） ・選挙立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法76、62①） ・選挙公報掲載申請の期限（翌日17時）（法168①） ・選挙公営にかかると総務の期日（法150①、実施規程5④） ・政見放送及び総務放送順序を定めるくじの実施（実施規程14①） ・政見放送の日の通知（実施規程14③） ・立候補辞退届出の期限（17時）（法86の4⑩） ・立候補辞退届出の届出等（法150①、実施規程5④） ・点字名簿（選挙区）の発注 ・「選挙のお知らせ（点字・音声版）」の発注（要事前打合わせ） ・推薦団体確認申請受理・確認書交付・通知（法201の4） ・推薦演説会開催周知用ポスターの捺印（法201の4⑦、⑨、県規62～64） <p>【比例代表関係事務】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名簿届出政党等の通知受理、市町・地方書記室への通知（令92⑧、⑤） ・選挙立会人届出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法76、62①） ・選挙事務所の設置、異動届の受付開始（法130②、令108） ・比例選挙公報原簿データを総務省からメール受信・印刷所へ送付（公示日受理分） ・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の名称等の掲載順序を定めるくじの実施（法175③、⑤、県規53①） 	<p>18:30</p> <p>印刷所 作成者</p>

第25回参議院議員通常選挙 事務日程

【7月4日公示日・7月21日選挙期日】

県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
7月4日	木	0	▲ 17	<ul style="list-style-type: none"> ・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における名簿届出政党等の名称等の掲載内容の送付（法175③） ・点字名簿（比例）の発注 ・県選管ホームページに名簿届出政党等の情報掲載（総務省ホームページへリンク） <p>【確認団体関係】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確認団体の通知受理（法201の6④）・市町、地方書記室通知 ・政談演説会開催申出受付開始（法201の11②、令129の5） ・政談演説会開催周知用立札等の表示交付開始（法201の11⑧、県規74） 	<p>作成者</p>
7月5日	金	1	▲ 16	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報掲載申請の期限（17時）（法168①） ・比例選挙公報原簿データを総務省からメール受信・印刷所へ送付（最終） ・選挙区・選挙公報掲載順序を定めるくじの実施（法169⑤） ・比例代表・選挙公報掲載申請政党等の数及び掲載ページ等の通知受理 ・比例代表・選挙公報掲載申請順序を定めるくじの実施（法169⑤） ・比例代表・選挙公報原簿データを総務省からメール受信・印刷所持込み（最終） ・選挙区・比例選挙公報原簿下及びフィルム作成、検査（21:00～24:00） ・点字名簿の作成開始 ・投票所における名簿届出政党等の名称等掲示の印刷開始 ・立候補届出会場の撤収 	<p>18:00</p> <p>19:30</p> <p>印刷所 印刷所 印刷所 大BC会議室</p>
7月6日	土	2	▲ 15	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報印刷・市町への発送 ・県選管HPに選挙公報データを掲載 	<p>印刷所</p>
7月7日	日	3	▲ 14	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報印刷・市町への発送 	<p>印刷所</p>
7月8日	月	4	▲ 13	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報 市町への発送（折込センター分） ・選挙公報の市町への到着完了 ・期日前投票者数速報受理（10時）（～10:00） 	<p>12:00 記者発表</p>
7月9日	火	5	▲ 12	<ul style="list-style-type: none"> ・大学構内における啓発（長崎ウエスレヤン大学） 	
7月10日	水	6	▲ 11	<ul style="list-style-type: none"> ・点字名簿市町への発送開始 ・大学構内における啓発（長崎県立大学佐世保校） ・県議会閉会 	
7月11日	木	7	▲ 10	<ul style="list-style-type: none"> ・比例代表補充名簿届出期限（法86の4⑥） ・比例代表名簿取り下期限（法86の4⑧） ・第2回投票速報リハーサル（オンライン） ※県・市町 	
7月12日	金	8	▲ 9	<ul style="list-style-type: none"> ・点字名簿の市町への到着完了 ・選挙のお知らせ（選挙公報点字・音声・拡大文字版）発送開始 ・投票所における名簿届出政党等名称等掲示の市町への到着完了 ・速報事務担当者研修会（任意参加） 	<p>大C会議室</p> <p>12:00 記者発表</p>
7月15日	月	11	▲ 6	<ul style="list-style-type: none"> ・期日前投票者数速報受理（20時）（～10:00） ・街頭啓発パレード（長崎市内実施分）（13:00～） 	
7月16日	火	12	▲ 5	<ul style="list-style-type: none"> ■投票速報FAX回線工事 	<p>書記室</p>
7月17日	水	13	▲ 4	<ul style="list-style-type: none"> ・県選管職員の日前投票（9:15～） ・大学構内における啓発（長崎大学） 	<p>長崎市</p>
7月18日	木	14	▲ 3	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙区選挙補充立候補届出期限（法86の4⑤） ■第3回投票速報リハーサル（オンライン） ※県・市町 ・街頭啓発（長崎市内実施分）録音 ・選挙立会人届出期限（法76、62①） ・選挙立会人のくじの実施、選任、通知（法76、62②） ・投票速報リハーサル（18:00～） ※県のみ 	
7月19日	金	15	▲ 2	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙公報各世帯配布期限（法170①） ・街頭啓発（長崎市内実施分）撮影都 ・政見放送最終日（実施規程12②） 	

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
【7月4日公示日・7月21日選挙期日】

県の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
7月20日	土	16	▲ 1	<ul style="list-style-type: none"> ◎繰上投票区投票日 (法56) ・街頭啓発 (長崎市実地分) 鉄橋 ・期日前投票及び不在者投票最終日 ・選挙運動最終日 (法129) 	
7月20日	土	16	▲ 1	<ul style="list-style-type: none"> □期日前投票者数速報受理 (3回目) (~10:00) □選挙当日有権者数速報受理 □繰上投票区投票結果速報受理 	12:00 記者発表 ※料亭了次斎 記者発表
7月21日	日	17	0	<ul style="list-style-type: none"> ◎選挙期日【投票日】 ・選挙事務所廃止届の受付 □選挙当日有権者数記者発表 (10:00) □期日前投票者数速報受理 (最終) (~10:00) □推定投票率受理・記者発表 □投票結果速報・開票状況中間・結果速報 (~7/21午前) □投票結果の文書検収 (法66③、令74、要領) ・年齢別投票者数 (18歳・19歳・抽出) 速報 ※対象団体のみ ・当選証書の作成 	市町村課 10:00 記者発表 12:00 記者発表 随時 記者発表 随時 記者発表 321会議室
7月22日	月	18	1		321会議室
7月23日	火	19	2	<ul style="list-style-type: none"> ・投票結果の文書検収 (法66③、令74、要領) 	321会議室
7月24日	水	20	3	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙区選挙会 (法80) (9:30~) ・比例代表選挙分会 (法80) (10:30~) ・選挙管理委員会あての選挙区当選人の決定報告の作成 (法101の3①) ・第7回選挙管理委員会 (13:00~13:30) ・当選の告知 (法101の3②) ・当選証書付与式 (法105①) (14:00~) ・当選人の住所及び氏名の告示 (法101の3②) 	321会議室 321会議室 321会議室 選挙管理委員会 特別応接室 特別応接室
7月25日	木	21	4	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙区選挙の当選人に関する報告 (総務大臣あて) (法108①) ・比例代表の選挙分会報告 (選挙長あて) (法81①) ・比例代表の選挙分会報告 (第1回目) 提出期限 (法189①) 	総務省 総務省
8月5日	月	32	15	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙運動用収支報告書 (第1回目) 提出期限 (法189①) 	
8月20日	火	47	30	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙の効力に関する訴訟提起期限 (法204) 	
8月23日	金	50	33	<ul style="list-style-type: none"> ・当選の効力に関する訴訟提起期限 (法208) 	
8月26日	月	53	36	<ul style="list-style-type: none"> ・供託証明書返還開始 (訴訟提起がない場合) (法93、令93) 	

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
【7月4日公示日・7月21日選挙期日】

市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				※ 選挙期日の公示前に準備・処理する主な事務 1. 開票区の見直し(投票区の見直し) (法172、③) 2. 開票区の見直し(投票区の見直し) (法172、③) 3. 執行計画、事務分担、事務従事者の選任・委嘱、選挙関係物資の整備 4. ポスター掲示場 【付議】政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数について ・ 掲示場設置図面の作成 (令111の2、要領) ・ 掲示場の設置 (公示前2日まで) (法144の2、県規28) ・ 掲示場設置場所の告示 (設置後直ちに) (法144の2④) ・ 立候補予定者等へのポスター掲示場設置図面の交付 (公示前5日以降、希望者のみ候補者ごとに2部以内) (令111の2、要領) 5. 個人演説会 (公営施設使用) ・ 施設の指定、施設管理者に対する費用額の承認 (法161③、令121) ・ 指定施設の県委員会への報告 (法161③) ・ 公営施設管理者からの行事等使用予定表等徴収、使用予定表の作成 (令118) ・ 施設利用に関する定め承認、会場使用料の公表 (令119②、121) 6. 選挙人名簿 ・ 登録の移替えを行わない期間の決定・広報 (告示) (令17ただし書き) (登録の移替えの留保可能期間 (5月29日～選挙期日)) ・ 選挙人名簿の縦覧場所の決定 (法23②) ・ 選挙人名簿の登録予定者の調査 (法21④) ・ 選挙人名簿の整理及び抄本の作成 (法19④、27) 7. 在外選挙人名簿 ・ 登録事務の迅速化 (公示日～選挙期日は登録できない。) (法30の6②) 8. 投票管理 ・ 投票期日の繰上げ内申 (該当市町) (法56、令46) ・ 投票時刻の繰上げ・繰下げの届出 (該当市町) (法40①ただし書き) ・ 投票管理者、同職務代理者の選任 (内定) (法37、令24) ・ 投票立会人の選任 (内定) (法38、令27) ・ 投票所の設置場所の決定 (法39) ・ 不在者投票にかかると指定投票区等の決定 (法37⑦) ・ 各投票所の設備の決定、備品の調達及び配送計画作成 ・ 選挙区候補者の氏名等掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時 ・ 投票所入場券の作成 (準備) (令31) ・ 転出 (予定) 者に対する案内通知の作成 (準備) 9. 期日前投票管理 ・ 期日前投票所の設置数、設置場所、設置期間等の決定 ・ 投票箱、投票録、封印された鍵、選挙人名簿抄本の保管・管理方法の決定 ・ 投票管理者、同職務代理者、投票立会人の選任 (内定) 及び内定者等への事務手続き (通知) ・ 詐偽投票防止対策、投票録作成方法、鍵の封印などについて説明 ・ 投票箱、宣誓書記載台、投票書記載台などの準備 ・ 投票所の投票所を設ける場合の投票済み情報の伝達方法の検討 10. 不在者投票 ・ 不在者投票指定施設の県選管への指定依頼 (該当市町) (令55②) ・ 不在者投票用紙等の交付場所の決定 (令53、54)	

第25回参議院議員通常選挙 事務日程
【7月4日公示日・7月21日選挙期日】

市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
				・ 不在者投票記載場所の決定 (令56、57) ・ 投票管理者 (市町選管委員長) の事務補助執行者の決定、事務分担の作成 ・ 不在者投票用紙等の公示日前郵送日の決定 (令53) (公示日前1日以降とする。ただし、特定国外派遣隊員の不在者投票は公示日前2日 (7月2日) 以降) ・ 不在者投票請求の受理 (令50①、④) 11. 在外選挙投票 ・ 在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求受理 (令65の11①) (選挙期日前4日前まで) (参議院議員の任期満了日前60日にあたる日 (5月29日) から投票用紙等を郵送することができる。) (令65の11、在外則23) 12. 開票管理 ・ 開票管理者、同職務代理者の選任 (内定) (法61、令67) ・ 開票所・開票場所・開票開始時刻の決定 (法63、64) ・ 開票立会人のくじを行う場所及び日時の決定 (法62②) (選挙期日前3日 (7月18日) 午後5時以降) 13. 選挙公報 ・ 配布計画の作成等 (法170①、②) ・ 市町選挙管理委員会委員長・書記長会議 (13:30～16:00) 5月24日 金 ▲ 41 ▲ 58 5月31日 金 ▲ 34 ▲ 51 6月1日 土 ▲ 33 ▲ 50 6月3日(月)～6月7日(金) 6月6日 木 ▲ 24 ▲ 45 6月10日 月 ▲ 28 ▲ 41 6月11日 火 ▲ 23 ▲ 40 6月20日 木 ▲ 14 ▲ 31 6月28日 金 ▲ 6 ▲ 23 7月2日 火 ▲ 2 ▲ 19 7月3日 水 ▲ 1 ▲ 18 7月4日 木 0 ▲ 17	

第25回参議院議員通常選挙 事務日程

【7月4日公示日・7月21日選挙期日】

市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
7月4日	木	0	▲17	○在外選挙人が投票を行う期日前投票所指定の告示（令65の13ほか） ○不在者投票用紙等の交付場所の告示 ○開票管理者、同職務代理者の住所及び氏名の告示、選任通知（法61②、令68） ○開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時の告示（法62⑥） ○開票の場所及び日時の告示（法64） ・開票立会人の選任及び通知（本人及び投票管理者）（法38①、令27） ・期日前投票所の投票立会人選任及び通知（本人及び投票管理者）（法48の②、38①、令49の7、27） ・投票所入場券の交付開始（令31） ・選挙区候補者氏名等の通知受理（令92⑨、①） 及び候補者氏名等の投票管理者、開票管理者への通知（令92⑨、②） ・比例代表名簿届出政党等の名称等の通知受理（令92⑥） 及び名簿届出政党等の名称等の投票管理者、開票管理者への通知（令92⑥、②） ・請届受理 選挙事務所設置届の受付開始（法130②、令108） 開票立会人居出の受付開始（選挙期日前3日まで）（法62、令69） 公営施設使用の個人演説会開催申出書の受付開始（法163、令112①） ・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における 選挙区候補者氏名等の掲載順序を定めるくじの実施（法175③、⑤） ・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）における 名簿届出政党等の名称等の掲載順序の通知受理（法175、皇規53②） ・投票所（期日前投票所及び不在者投票記載場所含む。）に掲示する 選挙区候補者氏名等・比例代表名簿届出政党等の名称等の氏名等 掲示の作成（法175⑤） ・期日前投票所及び不在者投票所の準備完了 【不在者投票にかかる指定投票区等を定めた市町】（法37⑦） ○指定投票区及び指定関係投票区の告示（あらかじめ）（令26②） ・指定投票区及び指定関係投票区の県選管への報告（あらかじめ）（令26②） 【投票期日の繰上げ・投票所開閉時刻の特例該当市町】 ・繰上げ投票期日の県選管からの通知受理（あらかじめ）（令46①） 及び投票管理者、開票管理者への通知（令46②） ○投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）の告示（法40②） ・投票管理者への通知（法40②） ・県選管への届出（あらかじめ）（法40②） 【期日前投票所開閉時刻の特例該当市町】 ○期日前投票所開閉時刻の繰上げ（繰下げ）の告示（法48の2③、40②） 及び投票管理者への通知（法48の2、40②） ・期日前投票所及び不在者投票記載場所における選挙区候補者氏名等掲示・ 名簿届出政党等の名称等掲示の掲示開始（法175②） ・期日前投票の開始（法48の2④） ・不在者投票の開始（法49）	
7月5日	金	1	▲16	・期日前投票所及び不在者投票記載場所の準備開始（法161） ・公営施設使用の個人演説会等の開催開始（法161） ・選挙公報の受領（法170①ほか）（7月6日～7月8日） ・選挙公報の受領（1回目）（～10:00）	
7月6日	土	2	▲15		
7月8日	月	4	▲13	○期日前投票者数速報（1回目）（～10:00）	

第25回参議院議員通常選挙 事務日程

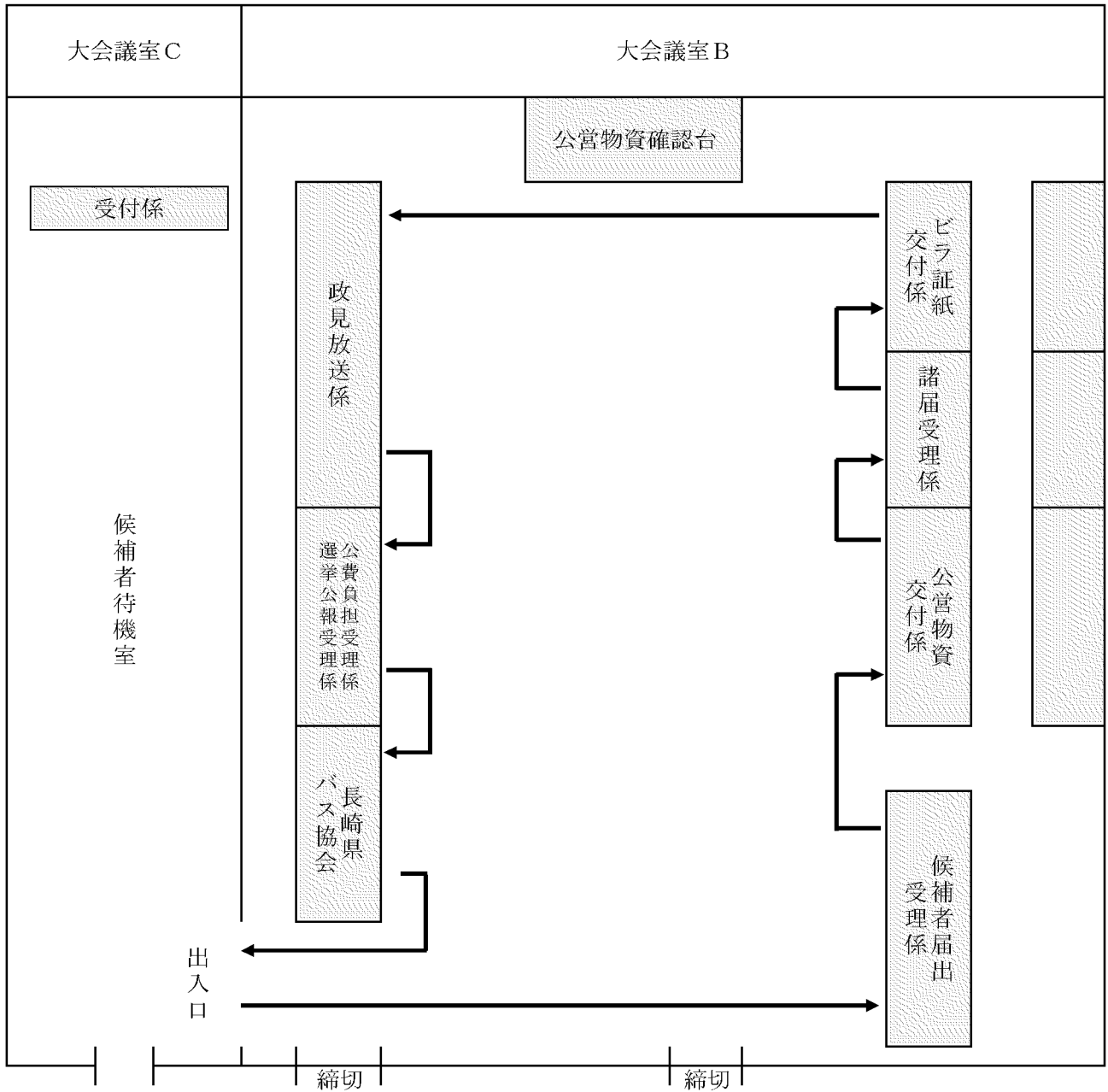
【7月4日公示日・7月21日選挙期日】

市町の事務

月日	曜日	公示日	投票日	処理事項	備考
7月11日	木	7	▲10	■第2回開票速報リハーサル（オンライン）	
7月12日	金	8	▲9	・投票所における比例代表名簿届出政党等の名称等掲示の受領 ・点字名簿の受領（7/11～7/12）	
7月15日	月	11	▲6	・「選挙のお知らせ（点字・音声版等）」の受領（～7月17日頃） □期日前投票者数速報（2回目）（～10:00）	
7月16日	火	12	▲5	○投票所の告示期限（法41①）	
7月17日	水	13	▲4	・郵便等不在者投票にかかると投票用紙等請求期限（17時まで） （法49、令59の4①） ・在外選挙の郵便投票に使用する投票用紙等の請求期限（17時まで） （令65の11①）	
7月18日	木	14	▲3	■第3回開票速報リハーサル（オンライン） （・投票立会人の選任、通知期限（法38①、令27）） ・特定国外派遣組織の不在者投票にかかると投票用紙等請求期限 （17時まで）（法49、令59の5の4⑤） 【開票立会人居出期限】 ・開票立会人のくじの実施（法62②、④） ・3人に満たない場合の選任、本人への通知（法62③） ・開票立会人にかかると開票管理者への通知（令70の2②） 【補充立候補届出期限】（17時まで）（法86の4⑥） ・補充立候補があった場合、選挙当日の投票記載所に掲示する候補者 氏名等の掲載順序を定めるくじを改めて実施（法175③ただし書き）	17:00以降
7月19日	金	15	▲2	・選挙公報の各世帯配布期限（法170①）	
7月20日	土	16	▲1	◎繰上投票区投票日（法56） □期日前投票者数速報（3回目）（～10:00） ・期日前投票及び不在者投票最終日（法48の2ほか） ・選挙人名簿抄本の投票管理者への送付（令28） ・投票所入場券配布完了（令31） ・投票所、開票所の準備完了 □選挙当日有権者数速報（～22:00） □繰上投票区投票結果速報	17:00以降
7月22日	日	17	0	◎選挙期日 ・投票所から300m以内の選挙事務所の閉鎖（法132） 及び選挙事務所廃止届の受付 ・投票所内の氏名掲示等その他投票所内設備等の確認（法175①） ・不在者投票及び不在者投票調書の送致（令60②、61②） □期日前投票者数速報（最終）（～10:00） □投票結果等速報	
7月23日	火	19	2	・投票結果の文書検収（法66③、令74、要領）（海軍投票用紙等の受領） ・選挙結果報告等（要領） ・執行経費等の報告、受入等	

II 立候補

参議院長崎県選挙区選出議員選挙
立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図



候補者の皆様へ

1. 受付係で受付を済ませてください。

(受付は、午前8時から行います。)

2. 立候補届出の受理は、次の方法により行います。

(1) 受理は、午前8時30分から開始します。

(2) 午前8時30分になりましたら、お名前をお呼びしますので、それまでに受付を済まされた方のうち、お配りした胸章を着けた方お一人ずつ、到着番号札をご用意のうえご参集願います。

【ご注意】点呼に応じられない場合、次のくじには参加できません。

(3) 午前8時30分までに受付を済まされた方は、くじにより受理順位を決定します。

① まず、受付の順で、「受理順位を定めるくじを引く順序を決めるくじ」を行います。

② 次に、①で決められた順序で「受理順位を定めるくじ」を行います。

【ご注意】立候補届受理の順位は、2回目のくじで直ちに決定するとは限りません。

(受理の際、必要な書類が不足している場合、選挙長は立候補届出を受理できません。

その場合は、次の順位以下の方々が、順次、繰り上がります。)

(4) 午前8時30分経過後に受付をされた方の受理手続きは、午前8時30分前の受付者の立候補届出受理の終了後、受付順により行います。

【ご注意】立候補届出受理の順位は、受付順で直ちに決定するとは限りません。((3) と同様)

3. 各係の事務内容のご案内

(1) 候補者届出受理係

立候補届出の受理を行い、「候補者届出書受理票」、「ポスター掲示場区画番号指定票」等を交付します。

(2) 公営物資交付係

公営物資等の交付を行いますので、選挙長から交付された「候補者届出書受理票」を提出してください。

(3) 諸届受理係

諸届(「選挙事務所設置届」、「出納責任者選任届」、「選挙運動事務員等届」及び「選挙運動用ビラ証紙交付申出書」)を提出してください。

(4) ビラ証紙交付係

選挙運動用ビラ証紙の交付申出を行った場合、選挙運動用ビラ証紙の交付を行います。

(5) 政見放送受理係

「政見放送申込書」及び「経歴放送用の候補者経歴書」を提出してください。

(事前の申込みをされた方は不要です。)

(6) 選挙公報受理係

選挙公報の掲載申請を行ってください。

(7) 公費負担受理係

選挙公営に係る「契約届出書」をお持ちの方は、提出してください。

4. 手続きの順序

裏面「立候補届出受理・公営物資交付等会場配置図」をご覧ください。

選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施日時 令和元年7月5日(金)午後6時
選挙公報の掲載順序を定めるくじの実施場所 長崎県選挙管理委員会書記室

Ⅲ 速報
1 記者発表要領

1 発表の種類及び内容等 【7月4日(木)公示、7月21日(日)選挙期日の場合】

発表の種類	発表時刻		発表の内容	発表様式
	月 日	時 間		
1 選挙人名簿登録者数	7月3日(水) (公示日の前日)	集計完了次第 (15時頃)	市町別、男女別の選挙人名簿登録者総数及び前回の選挙人名簿登録者数(国内・在外、国内、在外)	参発-1号 【メール】【HP】
2 立候補受理状況 (選挙区)	7月4日(木) (公示日)	10時15分 15時15分 17時15分	立候補者一覧表 (届出受理番号、受理時刻、届出の別、氏名、性別、本籍、住所、生年月日、年齢、党派、職業、新現元の別)	参発-2号 【メール】
3 期日前投票者数 (選挙区)	【第1回目】 7月8日(月) (選挙期日13日前)	12時	市町別に7月7日(日)現在の期日前投票者数及び投票率(対選挙人名簿登録者数比)	参発-1期日前 【メール】 【HP】
	【第2回目】 7月15日(月) (選挙期日6日前)	12時	市町別に7月14日(日)現在の期日前投票者数及び投票率(対選挙人名簿登録者数比)	
	【第3回目】 7月20日(土) (選挙期日の前日)	12時	市町別に7月19日(金)現在の期日前投票者数及び投票率(対選挙人名簿登録者数比)	
【最 終】 7月21日(日) (選挙期日)		12時	市町別に期日前投票者総数(最終)及び投票率(対当口右権者数比)	
4 線上投票区投票結果 (選挙区)	7月20日(土) (選挙期日の前日)	集計完了次第 (22時頃/分頃見込み)	線上投票区別に男女別の選挙当日右権者数、該当市町別に投票者数、投票率及び前回投票率	参発-3号 【メール】
5 選挙当日有権者数	7月21日(日) (選挙期日)	10時	市町別、男女別の選挙当日有権者数(国内・在外、国内、在外)	参発-4号 【メール】【HP】
6 推定投票率 (選挙区)	7月21日(日) (選挙期日)	10時現在 11時現在 14時現在 16時現在 18時現在 19時30分現在 をそれぞれ、 計算次第 (各現在時の 50分後)	市町別、男女別の推定投票率及び前回同時刻の推定投票率	参発-5号 【メール】【HP】
7 投票結果 (選挙区・比例代表)	7月21日(日) (選挙期日)	集計完了次第 (23時過ぎ)	市町別、男女別の選挙当日有権者数、投票者数、投票率並びに前回投票率との差(国内・在外、国内、在外)	選挙区・様式1,1,1,2,1,3 比 例・様式1-1,1-2,1-3 【メール】【HP】

発表の種類	発表時刻		発表の内容	発表様式
	月 日	時 間		
8 開票状況(県中間) 開票結果(県確定) 【選挙区】	7月21日(日) (選挙期日～)	22時30分を第1回目として30分ごとに	<開票状況> 市町別、候補者別の得票数及び開票進捗率 ※各市町の間隔有 <開票結果> 市町別、候補者別の得票数、有効投票数、無効投票数、投票総数及び投票者総数	選挙区・様式2 選挙区・様式3 【メール】【HP】
9 開票状況(県中間) 開票結果(県確定) 【比例代表】	7月21日(日) (選挙期日～)	23時を第1回目として1時間ごとに	市町別、名簿届出政党等別、候補者別(特定枠含む)の得票数、有効投票数、無効投票数、投票総数及び投票者総数 ※各市町の確定結果のみ	比例・様式2～6 【メール】【HP】

※【メール】：電子メールによる資料提供 【HP】：県選挙ホームページによる資料提供

2 発表の方法

各社指定のEメールアドレスに下記電子ファイルを送信後、2と4を除く1～9については、県選挙ホームページ(<http://www.pref.nagasaki.jp/senkyo/>)にも掲載します。

上記「発表の種類」	1. 3. 4. 5. 6	エクセルファイル
	2	PDFファイル
	7. 8. 9	エクセルファイル及びCSVファイル(総務省CSV)

※CSVファイルは、市町単位及び県集計

【各社指定のEメールアドレスについて】

各社指定のEメールアドレス(2つまで)について、下記により報告をお願いします。

- (1) 各社指定のEメールアドレス(2つ指定する場合はそれぞれのEメールアドレス)から、下記Eメールアドレスまでに6月24日(月)17時までにメールを送信してください。
なお、メール送信の際は、必ずメールの本文に次の①～④を明記してください。

- ① 送信先の名称等(例えば「〇〇新聞社〇〇課」のように具体的に記入)
 - ② 担当者氏名
 - ③ 連絡先電話番号
 - ④ FAX番号(メール不通の場合のFAX送信先)
- 【送信先Eメールアドレス】

※記者発表は、このEメールアドレスから送信します。

- (2) (1)のメール受信を確認しましたら、受信確認のメールを返信いたします。

- (3) 6月28日(金)午後11時までに1回目のメール送信テストを行いますので、受信を確認(添付ファイルが開くかどうかを確認)次第、受信確認のメール(社名・担当者名を明記)の返信をお願いします。

3 参考資料（市町ごとの個票）の提供内容・方法

項目	参考資料の提供内容	備考	様式 <データ形式>
1 開票状況（市町中間） 個票 【選挙区】	市町の選挙区の開票状況（中間）速報の個票 <チェックリスト>の写し 〔県選管への報告：概ね50%開票時点〕 ※ただし、長崎市及び佐世保市については以下のとおり。	A 4 サイズ 【メール】	様式A <PDF>
2 開票結果（市町確定） 個票 【選挙区】	市町の選挙区の開票結果（確定）速報の個票 <チェックリスト>の写し 〔県選管への報告：開票結果明次第〕	A 4 サイズ 【メール】	様式B1～2 <PDF>
3 開票結果（市町確定） 個票 【比例代表】	市町の比例代表の開票結果（確定）速報の個票 <チェックリスト>の写し 〔県選管への報告：開票結果明次第〕	A 4 サイズ 【メール】	様式C1～2 <PDF>

○開票結果速報時刻（予定）／長崎市・佐世保市選管→県選管

市名	22:30	23:00	23:30	0:00	0:30
長崎市	—	30%	70%	90%	95%
佐世保市	5%	10%	50%	90%	100%

4 その他

- (1) 県選管開票速報本部（投票速報集計会場）の設置場所：県庁4階市町村課
- (2) この発表を円滑に行うために、次のことにご協力をお願いします。
 - ① 各報道機関は、取材に当たって各市町選挙管理委員会の投票事務に支障のないようご留意ください。
 - ② 投票集計会場へは、選挙期日は立ち人らないでください。
 - ③ 県選管と県政記者クラブとの折衝は、全て幹事社を通じて行います。
 - ④ 県選管の記者クラブへの発表は、次の者が行います。

県選挙管理委員会書記室 総括書記長補佐 櫻間 秀道

2 速報実施要領

第25回参議院議員通常選挙における投開票結果等の速報について、市町選挙管理委員会が行う事務については、この要領に定めるところによります。

1. 速報実施方法

■メールによる報告

○下記の「2. 速報の種類及び速報時刻等」における「(1)選挙人名簿登録者数」から「(8)推定投票率」にかかる速報については、全市町とも、直接、当委員会へメールにより報告してください。

なお、メールにより難しい場合は、別途ご相談ください。

■オンラインシステムおよびFAXによる報告

○「(9)投票結果」、「(10)開票状況(中間)・開票結果」及び「(11)開票結果」については、投開票オンラインシステムによる報告を行い、あわせて下記もFAX送付してください。

★オンラインシステムによる報告にあわせてFAX送付するもの

①投開票オンラインシステムから出力した「チェックリスト」
(選挙区投票結果、比例代表投票結果、選挙区開票結果、選挙区開票結果投票総数、比例代表開票結果、比例代表開票結果投票総数)

②(按分票がある場合に限る)

(1)選挙区選挙→「参受-6号 付表(按分票の計算基礎調)」

(2)比例代表選挙→「開票録の写し(有効投票の内訳(別紙1・別紙2))」

※ただし、(2)の「開票録の写し(有効投票の内訳(別紙1・2))」については、確認を希望する場のみ、「3. 比例代表選挙における県選管における按分結果の確認」を参照してください。

2. 速報の種類及び速報時刻等

速報の種類	速報の日時		対象市町	留意事項	報告様式
	月日	時刻			
(4) 期日前投票 投票者数 (第3回目) 【選挙区】	7月20日(土) (選挙期日の前日)	10:00までに	全市町	○7月19日までの投票者数の累計報告 ○在外期日前を含む。	参受-1期日前 <メール>
(5) 繰上投票区 投票結果 【選挙区】	7月20日(土) (選挙期日の前日)	投票結果が判明次第直ちに	繰上投票区 を有する市 町	○全投票区分をまとめて報告 ○期日前投票者数を含み、指定関係投票区以外、指定関係投票区以外は、不在者投票者数を含む。	参受-2号 <メール>
(6) 選挙当日 有権者数	7月20日(土) (選挙期日の前日)	22:00までに	全市町	○繰上投票区の有権者数及び在外選挙人を含む。	参受-3号 <メール>
(7) 期日前投票 投票者数 (最終) 【選挙区】	7月21日(日) (選挙期日)	10:00までに	全市町	○期日前投票者の総数を報告	参受-1期日前 <メール>
(8) 推定投票率 【選挙区】	7月21日(日) (選挙期日)	10:00現在 11:00現在 14:00現在 16:00現在 18:00現在 19:30現在 をそれぞれ 20分後までに	全市町	○投票率は、小数点以下第3位を四捨五入し、第2位まで算出。 ○次の事項に留意すること ・当日投票所における投票者数で算出 ・選挙当日有権者数は「国内」を用いる。 ・期日前投票及び不在者投票者数は含めない。 ・在外選挙人の各種投票者数を含めない。	参受-4号 <メール>
(9) 投票結果 【選挙区】 【比例代表】	7月21日(日) (選挙期日)	投票結果が判明次第直ちに	全市町	○期日前投票者、不在者投票者、繰上投票者及び在外投票者の脱落や二重計上がないよう注意する。 ○在外不在者投票・在外期日前投票・洋上投票・国外不在者投票など、頻度が少ないものは要注意	①オンラインによる報告 ②チェックリストをFAX

速報の種類	速報の日時		対象市町	留意事項	報告様式
	月日	時刻			
(1) 選挙人名簿 登録者数 (選挙時登録)	7月3日(水) (公示日の前日)	11:00までに	全市町	○在外選挙人名簿登録者数を含む。	参受-1号の1 1号の2 <メール>
(2) 期日前投票 投票者数 (第1回目) 【選挙区】	7月8日(月) (選挙期日前13日)	10:00までに	全市町	○7月7日までの投票者数の累計報告 ・在外期日前を含む。	参受-1期日前 <メール>
(3) 期日前投票 投票者数 (第2回目) 【選挙区】	7月15日(月) (選挙期日前6日)	10:00までに	全市町	○7月14日までの投票者数の累計報告 ・在外期日前を含む。	参受-1期日前 <メール>

速報の種類	速報の日時		対象市町	留意事項	報告様式
	月日	時刻			
(10) ・開票状況 (中間) ・開票結果 (確定) 【選挙区】	7月21日(日) ～ 7月22日(月) (選挙期日) ～ (選挙期日の翌日)	<中間> 【長崎市及び 佐世保市以外の 市町】 開票進捗率が 概ね50%のとき 【長崎市】 23:00から30分 ごと 【佐世保市】 22:30から30分 ごと <確定> 開票結果が判明 次第直ちに	全 市 町	○各候補者の得票数は 報告時現在の累計数 で報告すること。	①オンラインによる報告 ②チャットを F A X 按分票がある場合 ③参受-6号付表
(11) ・開票結果 (確定) 【比例代表】	7月21日(日) ～ 7月22日(月) (選挙期日) ～ (選挙期日の翌日)	<確定のみ> 【全市町】 開票結果が判明 次第直ちに ※比例代表は、 中間報告の必要 はありません。	全 市 町		①オンラインによる報告 ②チャットを F A X 按分票がある場合 ③開票録の写し 下記3を参照

3. 比例代表選挙における開票による按分結果の確認(任意制)

比例代表選挙における按分計算は非常に複雑であることから、希望する団体に限り、県選管において開票録の一部の確認を行います。当該確認の希望については、別途照会します。

- ①開票録—(2)有効投票の内訳—同条第3項の同一の参議院名簿登載者の氏名、氏若しくは名又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称のみを記載したもの(別紙1)
- ②開票録—(2)有効投票の内訳—同条第5項により当該参議院名簿登載者又は当該参議院名簿届出政党等に
あな分したものの(別紙2)

4. その他留意事項

- (1) 県選管投開票速報会場の電話番号及びFAX番号は、別途通知します。
- (2) オンラインによる速報で使用する市区町村コードは、別添一覽表のとおりです。
FAXやオンラインシステムの不具合等により、電話で速報する場合は、必ず市町名及び発信者の名前を告げ、受信者の氏名及び速報時間を確認してください。(訂正の場合は、必ず電話連絡してください。)
- (3) 訂正又は送信不良等で再度FAX報告する場合は、余白に「訂正分」または、「再送分」と記載し、併せて報告時刻及び報告回数を見直し修正するとともに、電話連絡を行ってください。

(4) 県選管への速報後、その内容について報道機関へ市町選管において任意に発表することは差し支えありません。ただし、報道機関向けの資料は、県選管へFAX送付した「チャットリスト」としてください。

(5) 待機解除については、原則、県選管から各市町選管への電話連絡は行わず、県選管がホームページにおいて開票状況(結果)を公表し、それを各市町選管が確認した時点とします。

ただし、先の調査において待機解除の電話連絡が必要と報告があった市町選管並びに県選管がホームページで開票状況(結果)を公表するまでの間、長時間待機することになる市町選管については、県選管から待機解除の電話連絡を行います。

【注】待機解除後も全国の開票結果が出るまでは、緊急連絡をする場合もあるので、緊急連絡先の携帯電話は、電源を切らずに連絡がとれる状態にしておいてください。

また、オンラインシステムの機器等も撤去せずに、そのままの状態にしておいてください。

5. FAX番号

上記「速報の種類」(9)～(11)の報告にかかるFAX番号については、別途通知します。

6. オンラインが不通となった場合のFAXによる報告について

オンラインにより報告を行うものについて、万が一、オンラインが不通となった場合は、県選挙管理委員会代行入力を行いますので、次の様式をFAXすることにより速報を行ってください。

- (1) 選挙区投票結果・・・・・・・・(参受-5号の1)
- (2) 比例代表投票結果・・・・・・・・(参受-5号の2)
- (3) 選挙区開票状況(中間)・(参受-6号)
- (4) 選挙区開票結果・・・・・・・・(参受-6号)

※按分票がある場合は、*「6号付表」もあわせて送付)

- (5) 比例代表開票結果・・・・・・・・(参受-7号の1及び別紙、7号の2)

※按分票がある場合は、希望する団体に限り「開票録の写し(別紙1・2)」もあわせて送付)

なお、(参受-6号)及び(参受-7号の1)については、公示日後、候補者名、名簿登載者名等を記入したものを配付します。

オンラインによる報告後、訂正等が発生した場合は、至急、県選管投開票速報会場へ連絡し、県選管の指示する方法により訂正の報告してください。

参議院議員通常選挙に係る投開票等速報に使用する電話及びFAX番号については、下記のとおりとします。

1. 7月21日（日）～開票結果まで

- (1) 電話番号 095-895-2137（県選管書記室）
 (2) FAX番号 下記のとおり
 ※7月17日（水）に開通予定

市・町名	FAX番号
長崎市・佐世保市・島原市・諫早市・大村市・平戸市・松浦市	095-825-4446
対馬市・壱岐市・五島市・西海市・雲仙市・南島原市・長与町・時津町	095-825-4455
東彼杵町・川棚町・波佐見町・小値賀町・佐々町・新上五島町	095-825-4461

(3) 対象となる報告

※オンライン報告にあわせて、オンラインシステムから出力される下記をFAX送付する。

- ①投票結果【選挙区】【比例代表】のチェックリスト
- ②選挙区開票状況（中間）チェックリスト
- ③選挙区開票結果チェックリスト
- ④比例代表開票結果チェックリスト

※按分票がある場合は、「開票録の写し別紙1・2」をあわせて送付

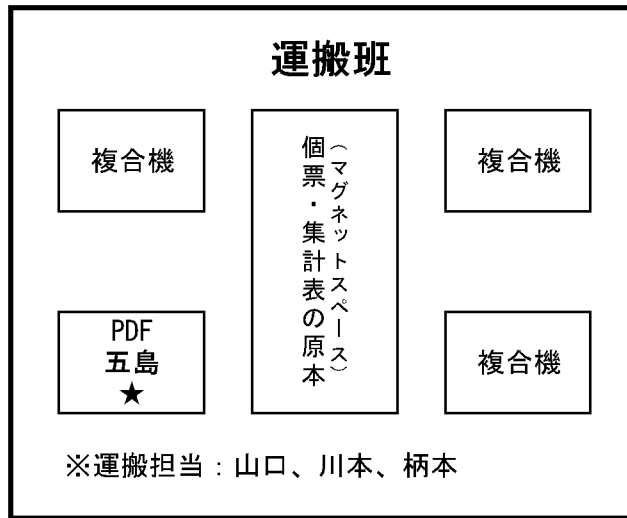
※「開票録の写し別紙1・2」は県選管によるチェックを希望した団体のみ送付

【留意点】

- 1 上記FAX番号及び電話番号については、投開票速報事務に支障をきたすおそれがあるので、【参考】の一般公表電話番号を除き、部外者には公表しないでください。
- 2 指定した区分に応じた電話番号・FAX番号を使用してください。

3 投開票速報受理会場 配置図（県庁4階 市町村課）

	FAX予備
子③FAX	親③FAX
子②FAX	親②FAX
子①FAX	親①FAX



質疑班

高石 ★	溝上
池田	木村
都道府県サーバ 干野	都道府県端末 芹口
楠本 ★	プリンター (システム用)
代行端末① 宮本	メール送信 機
代行端末② 北島	HP更新 山下

集計班

総指揮 井手書記長	
副指揮 櫻間総括	
大山 ★	小牟田
	稗田

受理点検班（2班）

受理点検班（1班）

松山	奥藤 ★
	松永

★：班長

本日、第二十五回参議院議員通常選挙の期日が公示され、来る七月二十一日（日曜日）に投票が行われることになりました。

選挙は、有権者が投票という手段により政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる、もつとも重要な制度であり、有権者の権利であります。

有権者の皆様は、この選挙の重要性を十分認識され、各候補者の人柄や識見、各政党等の政策・公約を見極め、自らの自由な判断によつて、もれなく貴重な一票を投じられるよう切望いたします。

特に、若い世代の皆さんにおかれましては、次世代を担う主権者の一人として、現況と将来を捉え、自分の考えを一票に託していただきますようお願いいたします。

今回の選挙では、「○に選」の印がある選挙区選挙の投票用紙には候補者の氏名を、「○に比」の印がある比例代表選挙の投票用紙には候補者の氏名又は政党等の名称を記載して投票してください。

また、今回の選挙は、比例代表選挙において「特定枠制度」が導入される初めての選挙です。特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党の名称を記載した投票とみなされますので、ご注意ください。

なお、投票日当日、やむを得ない用件などで投票できない方は、期日前投票制度や不在者投票制度がありますので、こうした制度を十分に活用いただき、大切な一票を無駄にすることのないようお願いいたします。

また、候補者及び運動員の方々には、有権者に対し政見を訴えていただくとともに、選挙のルールを守り、公正な選挙運動を展開され、有権者の信頼に応えられるようお願いいたします。

国・地方の今後益々の発展を期し、ここに強くお願いする次第です。

令和元年七月四日

長崎県選挙管理委員会委員長 永淵 勝幸

本日は、第二十五回参議院議員通常選挙の投票日です。

国政選挙は、地方や国の将来を託す代表者を選ぶ極めて重要な選挙です。

選挙は、民主主義の基盤をなすものですが、近年の投票率の低下傾向は、極めて憂慮すべきことであります。

有権者の皆様におかれましては、今回の選挙の重要性を十分認識いただき、各候補者の人柄や識見、政党等の政策などを見極め、貴重な一票をもち投じていただきますようお願いいたします。

特に、若い世代の皆さんにおかれましては、次世代を担う主権者の一人として、積極的に投票していただくようお願いいたします。

今回の選挙では、「選」の印がある選挙区選挙の投票用紙には候補者の氏名を、「比」の印がある比例代表選挙の投票用紙には候補者の氏名又は政党等の名称を記載して投票してください。

また、今回の選挙は、比例代表選挙において「特定枠制度」が導入される初めての選挙です。特定枠の候補者の氏名を記載した投票は、政党の名称を記載した投票とみなされますので、ご注意ください。

なお、万一、皆様のお手元に配布された投票所入場券をなくしたり、忘れてしまったりした場合でも投票することができますので、その際は投票所の担当者へ申し出てください。

有権者の皆様は、大切な一票を棄権することなく、投じられることを期待します。

令和元年七月二十一日

長崎県選挙管理委員会 委員長 永淵 勝幸

V 告示

委員会告示

No	告示 番号	告示日	内 容	議案		公報 番号
				番号	付議	
1	23	H31.4.26	政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数(法150③、実施規程2⑤)	34	H31.4.10	10819
2	26	R1.6.28	選挙人名簿登録基準日等及び在外選挙人名簿に係る縦覧の期間(法22③、法30の7①、令14②、令23の11⑤)	協議	R1.5.8	選
3	27	R1.6.28	ポスターの掲示開始期日(法144の2⑤、執行規程30)	協議	R1.5.8	選
5	29	R1.7.4	投票用紙の様式及び規格(法45②、規5その1、その3)	協議	H31.4.10	選1
4	30	R1.7.4	繰上投票区及び投票期日(法56、令46①)	協議	R1.5.8	選1
6	31	R1.7.4	選挙長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81)	協議	R1.5.8	選1
7	32	R1.7.4	選挙分会長及び同職務代理者の選任(法75、令80、81)	協議	R1.5.8	選1
8	33	R1.7.4	選挙会を行う場所及び日時(法78)	協議	R1.5.8	選1
9	34	R1.7.4	選挙分会を行う場所及び日時(法78)	協議	R1.5.8	選1
10	35	R1.7.4	政見放送、経歴放送の順序のくじを行う場所及び日時(実施規程13、14)	協議	R1.5.8	選1
11	36	R1.7.4	参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿番載者の氏名の掲示等の掲載順序のくじを行う場所及び日時(法175③)	協議	R1.5.8	選1
12	37	R1.7.4	選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時(法169⑤)	協議	R1.5.8	選1
13	38	R1.7.4	選挙運動従事者及び労務者に対する実費弁償の額及び報酬の額(法197の2①、②、令129)	協議	R1.5.8	選1
14	39	R1.7.4	選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数(自治法74等)	協議	R1.5.8	選2
15	40	R1.7.4	選挙運動に関する支出金額の制限額(法196)	協議	R1.5.8	選2
16	41	R1.7.18	繰上投票区及び投票期日(法56、令46①)	専決	R1.7.18	選
17	42	R1.7.24	当選人の住所及び氏名の名称(法101の3②)	50	R1.7.24	選
18	46	R1.11.29	選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨の公表(法192①、②)	74	R1.11.18	10878

選挙長告示

No	告示 番号	告示日	内 容	議案		公報 番号
				番号	付議	
1	1	R1.7.4	選挙長の執務場所(執行規程3②)	/	/	選3
2	2	R1.7.4	選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)	/	/	選3
3	3	R1.7.4	立候補届出受理(法86の4①)	/	/	選4

選挙分会長告示

No	告示 番号	告示日	内 容	議案		公報 番号
				番号	付議	
1	1	R1.7.4	選挙分会長の執務場所(執行規程3②)	/	/	選3
2	2	R1.7.4	選挙分会の選挙立会人のくじを行う場所及び日時(法76、法62⑥)	/	/	選3

毎週 火曜・金曜日発行

〇印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目 次

- ◎ 告 示
 - ・包摂外部監査契約の締結
 - ・道路の供用開始
 - ・陸川敷地等の発生（2件）
 - ・一般競争入札の参加者の資格等
- ◎ 公 告
 - ・漁船損害等補償法に基づく飛起の届出及び指定漁船證書の縦覧
 - ・肥料登録の有効期間の更新
 - ・原常土地改良事業の工事の完了
 - ・土地改良区の定款変更の認可（2件）
 - ・測量の実施（2件）
 - ・測量の終了（4件）
 - ・一般競争入札の実施
- ◎ 公安委員会告示
 - ・技能検定員審査及び教習指導員審査の実施
- ◎ 選挙管理委員会告示
 - ・政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数
- ◎ 正 誤
 - ・平成31年3月8日付け長崎県公報第10805号中
 - ・平成31年3月29日付け長崎県公報第10811号中

告 示

長崎県告示第357号
 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、次のとおり包括外部監査契約を締結したので、同条第6項の規定に基づき告示する。
 平成31年4月26日

- 1 契約の期間の始期
平成31年4月1日
- 2 監査に要する費用の額の算定方法
契約で定める基本費用の額並びに実績に基づく執務費用及び実費の額を合算した金額。ただし、契約で規定する額を限度とする。
- 3 契約を締結した相手方の氏名及び住所
長崎県知事 中村 法道

(2) 公安委員会は、審査に合格した者に対して審査合格証明書を交付するものとする。
 (3) 詳細については、長崎県警察本部交通部運転免許管理課に問い合わせること。

連絡先 長崎県警察本部交通部運転免許管理課運転免許試験場教習係
 郵便番号 856-0817
 所在地 長崎県大村市古賀島町533番地5
 電話番号 0957-53-2128

別表

区分	免 種	番 号	種 目	日 付
技 能 検 定 員	第 一 種	1	技能検定に関する技能	
			(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	
技 能 検 定 員	第 二 種	2	技能検定に関する知識	
			(1) 法第108条の28第4項に規定する教則（以下「教則」という。）の内容となっている事項 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 技能検定の実施に関する知識 (4) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
技 能 検 定 員	第 一 種	1	技能検定に関する技能	
			(1) 技能検定員として必要な自動車の運転技能 (2) 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	
技 能 検 定 員	第 二 種	2	技能検定に関する知識	
			(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業（以下「旅客自動車運送事業」という。）及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成19年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業（以下「自動車運転代行業」という。）に関する法令についての知識 (2) 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	
教 習 指 導 員	第 一 種	1	教習に関する技能	
			(1) 教習指導員として必要な自動車の運転技能 (2) 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。以下同じ。）に必要な教習の技能 (3) 学科教習（自動車の運転に関する知識の教習をいう。）に必要な教習の技能	
教 習 指 導 員	第 二 種	2	教習に関する知識	
			(1) 教則の内容とつながっている事項その他自動車の運転に関する知識 (2) 自動車教習所に関する法令についての知識 (3) 教習指導員として必要な教習についての知識	

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第28号

第25回参議院長崎県選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般放送事業者及び候補者ごとの放送回数を、次のとおり定めた。
 平成31年4月26日

- 1 テレビジョン放送

長崎県選挙管理委員会
 委員長 永瀬 勝幸

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの

長崎県公報



目次

- ◎ 選挙管理委員会告示
 - ・選挙人名簿登録基準日等
 - ・ポスターの掲示開始期日

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第26号

令和元年7月21日執行予定の参議院議員通常選挙における選挙人名簿の登録の基準日及び登録日を次のとおり定めた。

令和元年6月28日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- (1) 基準日 令和元年7月3日(但し、年齢要件は7月21日)
- (2) 登録日 令和元年7月3日

長崎県選挙管理委員会告示第27号

令和元年7月21日執行予定の参議院長崎県選挙区選出議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第5項の規定により、ポスター掲示場に掲示するポスターの掲示開始の日を次のとおり定めた。

令和元年6月28日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

掲示開始日 令和元年7月4日

一般放送事業者名	回数	敬
長崎放送株式会社	1	
株式会社テレビ長崎	1	
株式会社長崎国際テレビ	1	

2 ラジオ放送

一般放送事業者名	回数	敬
長崎放送株式会社	1	

正 誤

平成31年3月8日付長崎県公報第10805号
長崎県告示第187号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
275	22	平戸市野上町飯田4072番1地先まで	平戸市野上町大坪4072番1地先まで

平成31年3月29日付長崎県公報第10811号
長崎県告示第296号中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	誤	正
582	10	南松浦郡新上五島町相洞郷字破ノノ192番49地先から	南松浦郡新上五島町相洞郷字破ノノ192番49地先から

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 投票用紙の様式及び規格	選挙管理委員会書記室
・ 繰上投票区及び投票期日	〃
・ 選挙長及び同職務代理者の選任	〃
・ 選挙分会長及び同職務代理者の選任	〃
・ 選挙分会を行う場所及び日時	〃
・ 政見放送及び経歴放送の順序のくじを行う場所及び日時	〃
・ 参議院比例代表選出議員選挙名簿届出政党等の名称及び略称並びに参議院名簿 登載者の氏名の揭示等の掲載順序のくじを行う場所及び日時	〃
・ 選挙公報掲載順序のくじを行う場所及び日時	〃
・ 選挙運動従事者及び労働者に対する実費弁償の額及び報酬の額	〃

選挙管理委員会告示

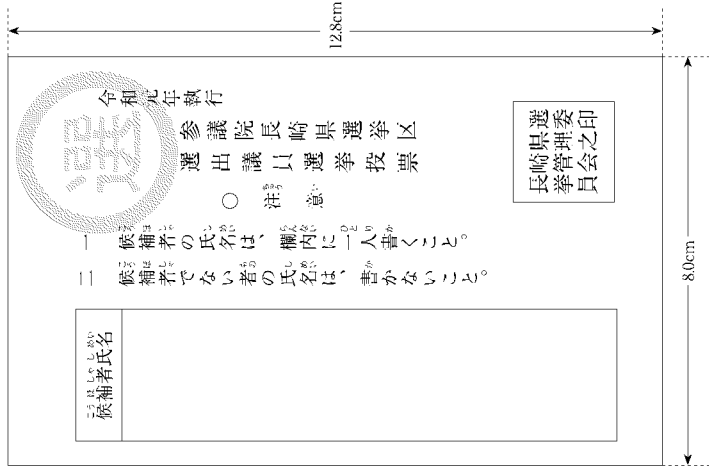
長崎県選挙管理委員会告示第29号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙において使用する投票用紙の様式及び規格を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

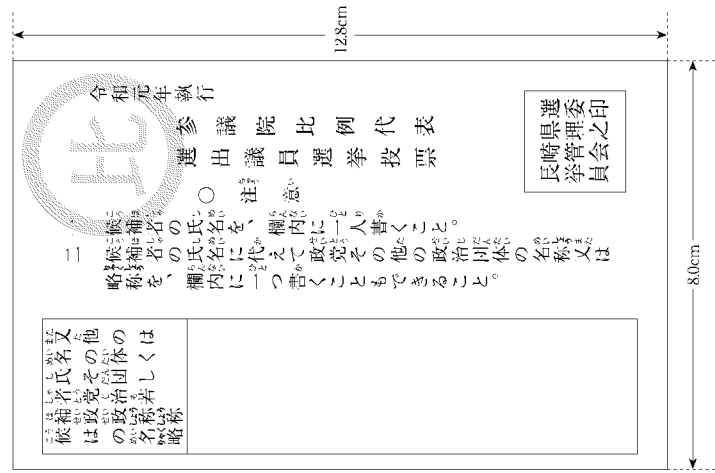
長崎県選挙管理委員会
委員長 水間 勝幸

1 参議院長崎県選挙区選出議員選挙投票用紙



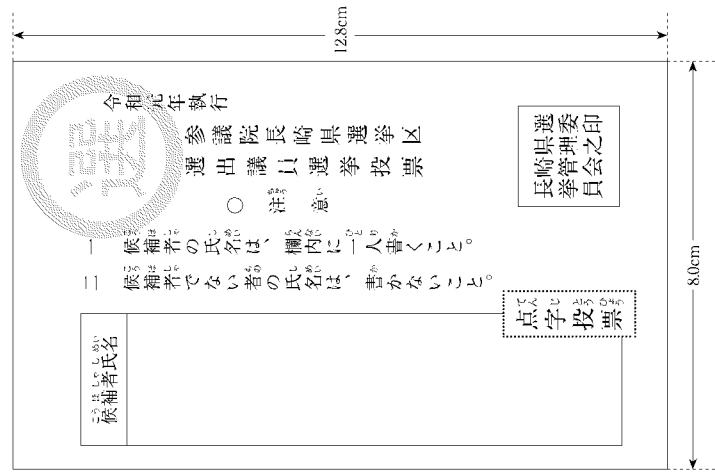
- 備考
- 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。
 - 2 選挙区選出議員選挙の投票用紙であることを示す「選」の表示を施すものとする。
 - 3 長崎県選挙管理委員会の印は副込式とする。

3 参議院比例代表選出議員選挙投票用紙



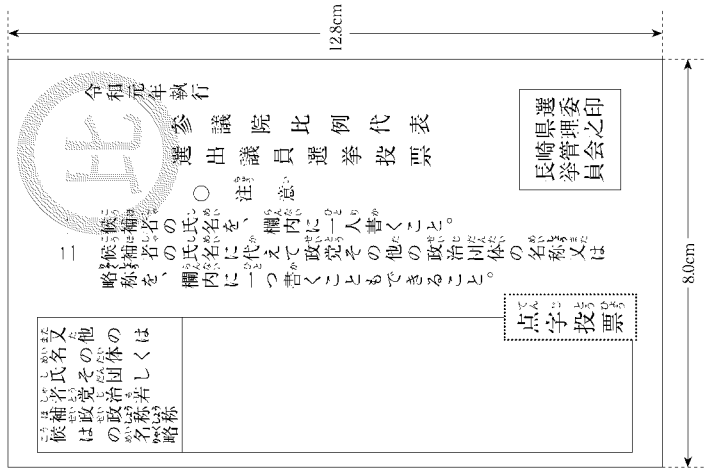
- 備考
- 1 投票用紙の色は白色とし、文字は赤色刷りとする。
 - 2 比例代表選出議員選挙の投票用紙であることを示す「比」の表示を施すものとする。
 - 3 長崎県選挙管理委員会の印は副込式とする。

2 参議院長崎県選挙区選出議員選挙点字投票用紙



- 備考
- 1 投票用紙の色はクリーム色とし、文字は黒色刷りとする。
 - 2 選挙区選出議員選挙の投票用紙であることを示す「選」の表示を施すものとする。
 - 3 長崎県選挙管理委員会の印は副込式とする。
 - 4 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
 - 5 右中央部に「せんきょく」と点字により表示するものとする。

4 参議院比例代表選出議員選挙点字投票用紙



- 備考
- 1 投票用紙の色は白色とし、文字は赤色刷りとする。
 - 2 比例代表選出議員選挙の投票用紙であることを示す「比」の表示を施すものとする。
 - 3 長崎県選挙管理委員会の印は刷込式とする。
 - 4 点字投票である旨の表示を赤色で印刷するものとする。
 - 5 右中央部に「ひれい」と点字により表示するものとする。

長崎県選挙管理委員会告示第30号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

市町名	繰上投票区名	投票期日
長崎市	第401投票区(高島地区)	令和元年7月20日
	第702投票区(池島地区)	
	第87投票区(宇久平地区)	
佐世保市	第88投票区(宇久神浦地区)	
五島市	福江第22投票区(久賀島地区)	
	奈留第1投票区(浦地区)	
	奈留第2投票区(泊・入林・前島・汐島・東風泊地区)	
	奈留第3投票区(船瀬・矢神・南越地区)	
	奈留第4投票区(臼道地区)	
奈留第5投票区(夏井・大串地区)		
西海市	第28投票区(江島地区)	
	第29投票区(平島地区)	
	第32投票区(釜浦地区(松島)ほか)	
	第33投票区(外平地区(松島))	
小値賀町	第5投票区(大島地区)	

長崎県選挙管理委員会告示第31号

令和元年7月21日執行の参議院長崎選挙区選出議員選挙における選挙長及び選挙長の職務を代理すべき者としてのとおり選任した。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙長		選挙長職務代理者	
氏名	住所	氏名	住所
井手 美都子	長崎県佐世保市須田尾町126番地7	櫻間 秀道	長崎県長崎市高城台1丁目12番19号

長崎県選挙管理委員会告示第32号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における長崎県選挙分会長及び選挙分会長の職務を代理すべき者としてのとおり選任した。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

選挙分会長		選挙分会長職務代理者	
氏名	住所	氏名	住所
井手 美都子	長崎県佐世保市須田尾町126番地7	櫻間 秀道	長崎県長崎市高城台1丁目12番19号

長崎県選挙管理委員会告示第33号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における選挙会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟3階321会議室
- 2 日 時 令和元年7月24日 午前9時30分

長崎県選挙管理委員会告示第34号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における長崎県選挙分会を行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟3階321会議室
- 2 日 時 令和元年7月24日 午前10時30分

長崎県選挙管理委員会告示第35号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における政見放送及び経歴放送について、各候補者の放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 令和元年7月4日 午後5時30分

長崎県選挙管理委員会告示第36号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙において、投票所内の投票の記載をする場所等に掲示する参議院各籍届出政党等の名称及び略称並びに参議院各籍登載者の氏名について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条第3項の規定により、これらの掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 2 日 時 令和元年7月4日 午後6時30分

長崎県選挙管理委員会告示第37号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙において発行する選挙公報について、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第169条第6項の規定により、候補者の掲載文又は名簿届出政党等の掲載文の写しを選挙公報に掲載する順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めた。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

- 2 日 時 参議院長崎県選挙区選出議員選挙
令和元年7月5日 午後6時
参議院比例代表選出議員選挙
令和元年7月5日 午後7時30分

長崎県選挙管理委員会告示第38号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙において、選挙運動に従事する者に対し支給することのできる実費弁償の取組並びに選挙運動のために使用する労働者に対し支給することのできる報酬及び実費弁償の最高額並びに選挙運動に従事する者に対し支給することのできる報酬の最高額を公職選挙法(昭和25年法律第100号)第197条の2の規定により次のとおり定めた。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することのできる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - イ 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - ウ 車賃 陸路旅行(鉄道旅行を除く。)について、路程に応じた実費額
 - エ 宿泊料(食事料2食分を含む。) 1夜につき12,000円
 - オ 弁当料 1食につき1,000円、1日につき3,000円
 - カ 茶菓料 1日につき500円
- 2 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することのできる報酬の額
 - ア 基本日額 10,000円
 - イ 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割
- 3 選挙運動のために使用する労働者1人に対し支給することのできる実費弁償の額
 - ア 鉄道賃、船賃及び車賃 1のア、イ及びウに掲げる額
 - イ 宿泊料(食事料を除く。) 1夜につき10,000円
- 4 選挙運動に従事する者1人に対し支給することのできる報酬の額
 - ア 選挙運動のために使用する事務員 1日につき10,000円
 - イ 専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記(公職選挙法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。)のために使用する者 1日につき15,000円

印刷所
長崎市外通八番三丁目

岩波書店
永水印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



長崎県公報

目次

◎ 選挙管理委員会告示	所管課(室)名
・ 選挙人名簿登録者数の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数	選挙管理委員会書記室
・ 選挙運動費用支出制限額	

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第39号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による選挙権を有する者の50分の1の数及び総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに県議会議員選挙区別の3分の1の数は次のとおりである。

令和元年7月4日

1	50分の1の数	22,999人	長崎県選挙管理委員会 委員長 永淵 勝幸
2	総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	243,741人	
3	県議会議員選挙区別の3分の1の数		
	長崎市	119,616人	
	佐世保市・北松浦郡	74,880人	
	島原市	12,735人	
	諫早市	38,173人	
	大村市	26,217人	
	平戸市	9,021人	
	松浦市	6,443人	
	対馬市	8,813人	
	壱岐市	7,531人	
	五島市	10,783人	
	西海市	7,955人	
	雲仙市	12,344人	
	南島原市	13,151人	
	西彼杵郡	19,602人	
	東彼杵郡	10,358人	
	南松浦郡	5,692人	

長崎県選挙管理委員会告示第40号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条第1項の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額を次のとおり定める。

令和元年7月4日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

38,649,100円

発行所 長崎県選挙管理委員会
〒852-8501 長崎市上町二番二号

印刷所 長崎県印刷所
〒852-8501 長崎市上町二番二号

印刷所 長崎県印刷所
〒852-8501 長崎市上町二番二号

印刷所 長崎県印刷所
〒852-8501 長崎市上町二番二号

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に搭載するもの



目次

- ◎ 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示
 - ・選挙長の執務場所
 - ・選挙立会人のくじを行う場所及び日時
- ◎ 参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示
 - ・選挙分会長の執務場所
 - ・選挙分会の選挙立会人のくじを行う場所及び日時

参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における選挙長の事務は、次の場所において行う。
令和元年7月4日

- 令和元年7月4日
- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟1階人会議室
令和元年7月5日以降
長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
- 参議院長崎県選挙区選出議員選挙
選挙長 井手 美都子

参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示第2号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場
所及び日時を次のとおり定めた。

- 令和元年7月4日
- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
2 日 時 令和元年7月18日 午後5時30分
- 参議院長崎県選挙区選出議員選挙
選挙長 井手 美都子

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第1号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会長の事務は、次の場所において行う。
令和元年7月4日

参議院比例代表選出議員選挙
長崎県選挙分会長 井手 美都子

令和元年7月4日
長崎市尾上町3番1号
長崎県庁行政棟1階大会議室
令和元年7月5日以降
長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室

参議院比例代表選出議員選挙選挙分会長告示第2号

令和元年7月21日執行の参議院比例代表選出議員選挙における選挙分会の選挙立会人を定めるくじを行う場
所及び日時を次のとおり定めた。

- 令和元年7月4日
- 1 場 所 長崎市尾上町3番1号
長崎県選挙管理委員会書記室
2 日 時 令和元年7月18日 午後6時
- 参議院比例代表選出議員選挙
長崎県選挙分会長 井手 美都子

印刷所 長崎市赤見町八番三丁目
人 株式会社 永水印刷所

印刷所 長崎市赤見町八番三丁目
人 株式会社 永水印刷所

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目次

- ◎ 選挙管理委員会告示
・繰上投票区及び投票期日
- ◎ 選挙管理委員会告示第41号
・長崎県選挙管理委員会告示第41号
- ◎ 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示
・立候補届出受理
- ◎ 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示
・立候補届出受理

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第41号

令和元年7月21日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第56条の規定により、繰上投票を行わせる投票区及びその投票期日を次のとおり定めた。

令和元年7月18日

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

市町名	繰上投票区名	投票期日
佐世保市	第79投票区（高島地区） 第80投票区（黒島地区）	令和元年7月20日

毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報

目次

- ◎ 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示
・立候補届出受理
- ◎ 参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示
・立候補届出受理

参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示

参議院長崎県選挙区選出議員選挙選挙長告示第3号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における候補者として、令和元年7月4日に次のとおり届出があった。

令和元年7月4日

参議院長崎県選挙区選出議員選挙
選挙長 井手 美都子

届出受理番号	届出の別	ふりがな 候補者氏名	性別	一のウェブサイトのアドレス		生年月日 (年齢)	党派	職業
				本籍	住所			
1	本人	古賀 友一郎	男	http://www.koga-yuichiro.jp/ 長崎県	長崎県長崎市油屋町6番8-602号	昭和42年 11月2日 (満51歳)	自由民主党	参議院議員
2	本人	白川 あゆみ	女	https://shirakawaayumi.info/ 長崎県	長崎県佐世保市東浜町941番地2	昭和55年 2月6日 (満39歳)	国民民主党	株式会社Ash代表取締役
3	本人	榊 香 幸太郎	男	愛知県	埼玉県所沢市大字北秋津731番地の3サントリエ第3所沢103	昭和51年 5月31日 (満46歳)	NHKから 国民を守る 党	無職

毎週 火曜・金曜日発行

〇印は長崎県例規集に登録するもの



長崎県公報



長崎県公報

〇印は長崎県例規集に登録するもの

毎週 火曜・金曜日発行

目 次

- ◎ 選挙管理委員会告示
 - ・参議院長崎県選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名

選挙管理委員会告示

長崎県選挙管理委員会告示第42号

令和元年7月21日執行の参議院長崎県選挙区選出議員選挙における当選人の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和元年7月24日

当選人 住 所 長崎県長崎市油屋町6番8-602号
氏 名 占賀 友 郎

長崎県選挙管理委員会
委員長 永淵 勝幸

目 次

- ◎ 規 則
 - ・建築士法施行細則の一部を改正する規則
- ◎ 告 示
 - ・漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の共済契約の締結の申込みについての同意成立
 - ・道路の区域変更
 - ・道路の供用開始（2件）
- ◎ 公 告
 - ・一般競争入札の実施
 - ・製菓衛生師試験の実施
 - ・契約書等
 - ・大規模小売店舗の新設の届出
 - ・土地改良区の役員の就退任
 - ・土地改良区の定款変更の認可
 - ・砂利採取業務主任者試験合格者
 - ・都市計画の区画の縦覧（2件）
 - ・落札者等
- ◎ 教育委員会規則
 - 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則
- ◎ 選挙管理委員会告示
 - ・選挙運動に関する収入及び支出の公表
- ◎ 長崎県病院企業団告示
 - ・長崎県病院企業団議会の招集
- ◎ 有明海自動車航送船組合公告
 - ・業務状況を説明する書類の公表
- ◎ 雑 報
 - ・一般競争入札の実施

所管課(室)名
建設課
水産経営課
道路維持課
管 理 課
生活衛生課
業務行政課
経営支援課
農村整備課
監 理 課
都市政策課
警察本部会計課
教 職 員 課
選挙管理委員会書記室
長崎県病院企業団
有明海自動車航送船組合
長崎県立大学法人

候補者氏名 出納責任者氏名	古賀友一郎 井手雅康	所属党派 自由民主党	期間 令和元年9月7日から 令和元年9月17日まで	第3回分
収入	円	支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	0	人件費	0	
その他の寄附 (職業)	0	家屋費	0	
その他の収入	0	選挙事務所費 集会会場費等	93,000	
		通信費	216,000	
		交通費	0	
		印刷費	0	
		広告費	0	
		文具費	0	
		食糧費	0	
		雑費	0	
今回計	0	今回計	309,324	
前回計	13,346,632	前回計	18,140,356	
総計	13,346,632	総計	18,449,680	
	項目	金額		
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成 ピラの作成 ポスターの作成 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 個人演説会の立札及び看板の類の作成 政見放送のための録画等	0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円		

候補者氏名 出納責任者氏名	白川勉 高比良末男	所属党派 国民民主党	期間 令和元年6月1日から 令和元年7月21日まで	第1回分
収入	円	支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	0	人件費	1,005,000	
その他の寄附 (職業)	0	家屋費	223,247	
その他の収入	0	選挙事務所費 集会会場費等	1,040	
		通信費	36,822	
		交通費	309,620	
		印刷費	2,387,300	
		広告費	5,859,601	
		文具費	6,796	
		食糧費	714,139	
		雑費	284,130	
今回計	10,000,000	今回計	11,696,520	
前回計	0	前回計	0	
総計	10,000,000	総計	11,696,520	
	項目	金額		
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成 ピラの作成 ポスターの作成 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 個人演説会の立札及び看板の類の作成 政見放送のための録画等	0円 0円 0円 476,280円 203,040円 189,000円 3,379,000円		

候補者氏名 出納責任者氏名	古賀友一郎 井手雅康	所属党派 自由民主党	期間 平成31年4月25日から 令和元年7月30日まで	第1回分
収入	円	支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	0	人件費	992,850	
その他の寄附 (職業)	0	家屋費	969,867	
その他の収入	0	選挙事務所費 集会会場費等	51,284	
		通信費	73,396	
		交通費	1,264,501	
		印刷費	2,613,302	
		広告費	3,194,740	
		文具費	27,759	
		食糧費	727,013	
		雑費	577,105	
			286,436	
今回計	6,000,000	今回計	10,780,253	
前回計	0	前回計	0	
総計	6,000,000	総計	10,780,253	
	項目	金額		
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成 ピラの作成 ポスターの作成 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 個人演説会の立札及び看板の類の作成 政見放送のための録画等	320,025円 852,600円 1,423,644円 494,228円 207,968円 198,625円 1,605,960円 5,103,048円		

候補者氏名 出納責任者氏名	古賀友一郎 井手雅康	所属党派 自由民主党	期間 令和元年7月31日から 令和元年9月6日まで	第2回分
収入	円	支出	円	
主たる寄附 (氏名・団体名)	0	人件費	2,176,000	
その他の寄附 (職業)	0	家屋費	2,073,451	
その他の収入	0	選挙事務所費 集会会場費等	39,528	
		通信費	206,264	
		交通費	7,207	
		印刷費	54,000	
		広告費	2,064,861	
		文具費	415,597	
		食糧費	0	
		雑費	73,980	
			249,215	
今回計	7,346,632	今回計	7,360,103	
前回計	6,000,000	前回計	10,780,253	
総計	13,346,632	総計	18,140,356	
	項目	金額		
支出のうち公 費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成 ピラの作成 ポスターの作成 選挙事務所の立札及び看板の類の作成 選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成 個人演説会の立札及び看板の類の作成 政見放送のための録画等	0円 0円 0円 0円 0円 0円 0円		

第7編

選挙公報

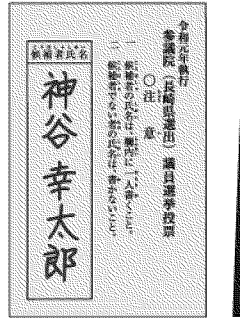
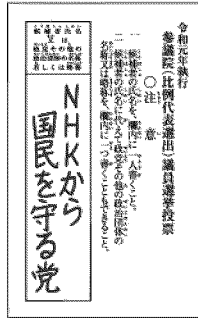
令和元年 参議院長崎県選挙区選出議員選挙 長崎県選挙管理委員会
 7月21日執行 選挙公報

NHKから国民を守る党はNHKスクランブル放送の実現に向け
 国の中心から変えていくため全国から立候補しています。

NHK から
国民を守る党
NHKを
ぶっ壊す!

2枚目の投票用紙
NHKから国民を守る党
 とお書きください。

1枚目の投票用紙
 お住まいの選挙区の
NHKから国民を守る党
 の候補者の名前を
 お書きください。



この世には
「テレビがない」
「NHKをみてない」
でも
支払いの義務が発生します!!!!

来年からインターネットでもNHKが
 視聴できるように国会で決定しました。



NHK から国民を守る党
神谷 幸太郎



新時代を希望の未来へ!

あなたと共にあゆみたい 1人の100歩より100人の1歩。 私たちの1歩は、未来を確実に変えていくことができる。

PROFILE 昭和55年2月6日生まれ
 長崎県佐世保市出身

【学歴】
 ・佐世保市立天神小学校卒業
 ・佐世保市立南辺中学校卒業
 ・国立佐世保工業高等専門学校卒業

【職歴】
 ・会社員(システムエンジニア)
 ・会社役員(美容コンサルティング)
 ・【現在】 新 Ash 代表取締役

【その他】
 ・NPO法人ビュルリボンながさき理事 (2017年~)
 ・NPO法人委員会 会員 (2016年~)
 ・一般社団法人 女性活躍推進協会理事 (2016年~2017年)

白川あゆみ
 オフィシャルウェブサイト

日本の国力低下の根源

「少子化」にSTOP!!

少子化問題に真向から立ち向かう女性の可能性に期待してください。

少子化の現状

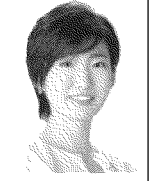
合計特殊出生率 **1.44**

1人の女性が一生に産む子どもの平均数。
 2人の男女から2人の子どもが生まれてはじめて人口増減0となり、2.0に満たないと人口は減少します。
 人口が減ると社会が活気を失います。

結婚・妊娠・出産・育児・教育のプロセスが、男女ともに経済的負担となることなく人生を楽しめる社会を目指します。

はじめまして、白川あゆみです。
 好きな食べ物は、長崎五島名物かんころ餅です。私のプロフィールに「政治」の文字はありません。政治家系でもなければ、議員経験もない一般庶民です。しかし、そんな庶民の私だからこそ見える現実があり、聞こえる本音があり、感じる不安がありました。日々の不安を少しでも安心に変えるために、みなさん一人一人と顔を合わせ、心を含わせて共に歩みます。希望の未来へ!

39歳



国民民主党
白川あゆみ

古賀友一郎
プロフィール

●経歴
 昭和42年11月2日生まれ(51歳)
 私立聖西学院、調布市立御園山小、調布中、私立青雲高校、東京大学法学部を卒業。
 自治省に入省し、和歌山市財政部長、自治大学校教授、岡山県財政部長、北九州市財政部長、総務省消防庁広域広域対策官などを歴任し、平成23年7月より長崎市副市長、平成25年7月の参議院議員選挙(長崎県選挙区)で初当選(現在1期目)。

●参議院での経歴
 予算委員会理事、外交防衛委員会理事、憲法審査会幹事、議院運営委員会理事などを歴任。

●自民党での経歴
 副幹事長、国会対策副委員長、特別調査会幹事、農林委員会、水産部会、国土交通部会、外交防衛部の各部会会長などを歴任。

●現任
 総務大臣政務官・内閣府大臣政務官
 ●趣味 野球、将棋(五段)
 ●家族構成 妻と一女

つよくやさしい 日本を

人にやさしい 健康寿命の伸長、65歳定年及び70歳継続雇用を推進し、持続可能な社会保障を確立。

地球にやさしい 再エネや水素の活用によりエネルギー構造を転換し、内需振興、地球温暖化防止等を推進。

食につよい 基盤整備や販売力強化により農林水産業の生産性・収益性を向上させ食料自給力を強化。

インフラにつよい 交通インフラの整備と老朽対策により、産業振興と防災・国土強靱化を推進。

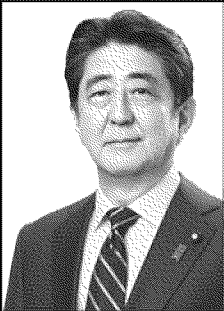
地方にやさしい 地方交付税等の地方一般財源を充実確保。大都市と地方の税収偏在是正を推進。

日本とふるさと長崎県のために



自由民主党
古賀友一郎
 ゆういちろう (51歳)

令和元年 7月21日執行 参議院比例代表選出議員選挙 選挙公報 長崎県選挙管理委員会



日本の明日を切り拓く。

新しい時代が幕を開けました。急速に進む少子高齢化、激動する国際情勢。こうした課題に立ち向かい、新しい時代の日本を創るのは、他の誰でもありません。私たち自身です。強い経済、地方創生、災害に強い国作り、全ての世代が安心できる社会保障への改革、そして、国益を確保する外交。国民の皆様とともに、新しい令和の時代を切り拓く覚悟です。

自由民主党総裁 安倍晋三

政治は国民のもの



自由民主党公認 比例代表候補者 (五十音順)

赤池 まさあき



あかいけ まさあき / 元文部科学大臣政務官 「日々勉強、結果に責任!」「雷づくり、地域づくりは、人づくりから」をモットーに、国民国民のため全身全霊で取り組みます。

ありむら 治子



ありむら はるこ / 初代女性活躍担当大臣 国民に仕える責任と誇りを胸に、毎日の働き・家族や地域の絆、日本の尊厳を守ります。日本の未来を守るためお力をお貸し下さい!

石田 まさひろ



いしだ まさひろ / 参議院厚生労働委員長 命に寄り添い、暮らしを支える。誰もが自分らしく、幸せを実現できる社会づくりを実現するため、力を尽くして参ります。

糸川 まさあき



いとかわ まさあき / 公益財団法人全日本空手道連盟理事 武道の基礎である「礼と節」を通じ挨拶のできる子どもたちを増やし、生涯スポーツとして健康寿命を伸ばす取り組みをします。

井上 よしゆき



いのうえ よしゆき / 元参議院議員 親元立憲の実現とともに、鉄道、港湾、環状線が少子高齢化や人手不足等を克服するよう、一層の発展に取り組んで参ります。

えとう せいいち



えとう せいいち / 内閣府大臣政務官 私はすべての国民に寄り添い、お年寄りはもちろん、子どもたち、若者の未来のために生活を磨ける覚悟です。

小川 しんじ



おがわ しんじ / 一般社団法人日本衛生検査研協会 理事 未病分野への臨床検査の安全性と信頼性、利便性の向上を確立し、ICTの活用による医療情報提供制度を構築します。

おだち 源幸



おだち もとゆき / 比例区支部長 2期12年間の実績を活かし①身を切る改革と行政の無駄を削減します②教育の無償化を実現します③強靱な日本を築きます

かくた 亮由



かくた りょうよし / 全国老人福祉施設協議会理事 約束します。福祉・介護の充実! 20年の実績と現場の声で、超高齢社会・人口減少社会の中で、誰もが安心出来る社会を実現します。

北村 経夫



きたむら つねお / 元経済産業大臣政務官 私達は母から産まれました。母なる女性を大切にしない国に未来はありません。愛する母国を守り、未来を育てるのが私の使命です。

木村 よしお



きむら よしお / 元厚生労働大臣 少子高齢化社会を迎えるなか、誰もがいつでも・何處でも再チャレンジ可能な生き生きとした日本にするため尽力して参ります。

くま田 あつし



くまだ あつし / 元参議院議員 たげあう社会を実現し生活の基盤を守る! ●子育て・教育環境の充実 ●外国人人材の受け入れ ●核融合を推進し自主エネルギーを確保

佐藤 のぶあき



さとう のぶあき / 国土強靱化推進本部事務局本部長 国土・ふる里を強くしなやかに! 防災・減災・老朽化対策の推進! 新3K(給料・休日・希望)の達成力ある職場づくり!

佐藤 まさひさ



さとう まさひさ / 外務副大臣 「日本を強く、現場に寄り添い!」一途に国際、グローバルに外交!をモットーに、未来への責任を果たして参ります。

山東 昭子



さんとう あきこ / 自由民主党青森県支部長 人生100年時代に向け、健康対策を中心に環境・教育・観光・外交等に全力で取り組み元気な若れる日本国をつくりまします。

田中 まさし



たなか まさし / 日本理学療法士協会 理事 リハビリテーションで動く健康社会 年齢や性別、障害の有無にかかわらず、誰もが健康で働き、暮らせる社会を創る。

つげ 芳文



つげ よしひみ / 自由民主党総務部長代理 地域に全力、地域を元気に!・人生100年時代に挑戦する即効型!・人の心に寄り添う政治活動!・人に愛しい暮らしある地域社会!

中田 宏



なかだ ひろし / 元横浜市長 成功と挫折の経験を活かす! 国会でもテレビでも、常に最前線のいい発言。横浜市長と県議会議員の実績が日本に役立つ。

橋本 聖子



はしもと せいこ / 参議院自由民主党議員会長 全世代に公平で、持続可能な社会保険の構築を目指します。健康寿命を延ばすためにも、生涯スポーツを楽しめる環境を整えます。

羽生田 たかし



ひやうだ たかし / 元日本医師会副会長 すべての人にやさしい医療・介護を! 保険証! 枚あれば、いつでも、どこでも受診できる日本の医療制度を守り守ります。

ひが なつみ



ひが なつみ / 産科医師 みんな笑顔のために! 健康を守り、国民皆保険を維持し、産科医療で定期的に検診を受けられる「国民皆産科特選」を創設します。

本田 あきこ



ほんだ あきこ / 参議院 人生100年時代、全ての世代に安全で楽しい社会を届けたい。双世代につながる信頼と国民皆保険制度の堅持のために行動します。

丸山 和也



まるやま かずや / 弁護士 気風ある日本、日本人をつくるための教育の充実! 国民の権利を守る司法の拡張! 国際社会で日本の権利を望むと主張!

水口 なおと



みづぐち なおと / 全国小児科政治連盟 理事 地域を支える中核層、家庭教育のために全力投球! すべての子供の安心・安全、家庭負担軽減で子育ての不安を解消します!

宮崎 まさお



みやざき まさお / 全国土地改良及治産連盟 たくましく美しい嵐山漁村は、世界に誇れる日本の未来への礎です。しつかりと次の世代に引き継げるよう、全力を尽くす覚悟です。

宮本 しゅうじ



みやもと しゅうじ / 参議院議員 地域を元気に! かけがえのない地域のために、その中心で活躍する中小・小規模事業者のために、全力で取り組みます!

森本 勝也



もりもと かつや / 日本青年会議所元副会長 「強い日本。」中小企業を支える経済政策、武漢を用いた教育政策、ソフト・ハード両面の強化による防災政策で未来を拓く!

山田 太郎



やまだ たらう / 元参議院議員 マンガやアニメ・ゲームなどの表現の自由を素晴らしい日本の文化として守っていきます。これまでの実績には自信があります。

山田 としお



やまだ としお / 参議院農林水産委員会委員(元委員長) 食と地域と農林水産を大切に! 政策実現に向け、食料の安定供給、所得向上と後継者の育成、産地間の発展に全力を挙げます。

山本 左近



やまもと さこん / 元11ドラマー 山本左近は、質の高い医療と介護の提供・介護人材の待遇改善・新しいモビリティ社会の実現・交通死ゼロを目指す。

和田 まさむね



わだ まさむね / 自民党福岡本部長 國かで平和な日本を守り拓く。国を守り、子供を守る。子育て世代の負担軽減と政策強化で消費を活性化、所得の向上を実現します。

特定枠候補者 三木 とおる 高きとおる / 参議院議員 地方では今も若者の流出が続き、存続が危ぶまれる自治体が増えている。地方を守り地域の生活を、守るため全力を尽くします。

三浦 靖 みるら やすし / 元参議院議員 地方議員出身として、少子高齢化、人口減少が甚む地域の実情を、国政にしっかりと訴え、反映していく責務を果たしています。

比例代表は 自民党の比例候補者名 または 自民党 とお書きください。



令和元年 参议院比例代表選出議員選挙
7月21日執行
選挙公報

長崎県選挙
管理委員会

ボトムアップ経済ビジョン

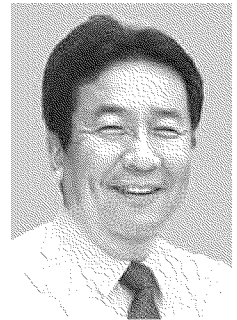
暮らしから始まる経済成長へ

国民一人ひとりの暮らしを豊かにし、教育や福祉への投資によって次世代の可能性を切り拓く「ボトムアップ経済」へ。それが**立憲民主党の答え**です。

- 1** 老後の安心を高める
ことから始めます
- 2** 家計所得を引き上げる
ことから始めます
- 3** 子育て・教育に投資する
ことから始めます

消費税10%への引き上げを凍結します。

立憲民主党 代表 枝野幸男



立憲民主党比例代表名簿掲載者(アイウエオ順)

 石川 大我 新自由民主党 新-45 議員 日本にも同性婚を。	 市井 紗耶香 タレント 新-35 4月のお母さん。 子育て世代の声を聞かへ。	 今泉 まお 元科学館職員 新-40 科学と暮らし。 子どもと未来。	 奥村 まさよし 長崎大学法学部教授 新-41 ボイパのおっさん +保育士さんありがとう を国会で実現!	 小沢 まさひと 日本郵政グループ 新-53 労働組合・全国銀行職員 【私】あなたと創る 協働＆共生の社会	 おしどり マコ 法人 元副 院議員。脱原発。 情眼を私たちに。 私たちに決めさせる。	 おまた へいいち 元NHK記者 新-67 高橋晋が安心の社会。 報道の自由、反原発。	 川田 龍平 参議院 厚生労働委員会委員 いのちを守る座へ
 岸 まさき 自治労役員 新-43 未来に希望がもてる 社会を創りましょう!	 斉藤 りえ 前東京福祉区 区議会議員 新-35 すべての人に やさしい国に	 佐藤 かおり 女性と人権協会 新-51 ネットワーク時代 DV・セクハラ。 性暴力被害者の救済を!	 しおみ 俊次 前長崎県議会 新-70 会 選挙45年の経験を 政治に生かします。	 白沢 みき 元東京MXテレビ 新-52 キャスター・記者 堂々、ひとり選挙。 ひとりでも暮らしやすく	 須藤 元気 元議員 新-41 WE ARE ALL ONE	 中村 ゆきこ 会社経営 新-54 【私】4人の子供を 成長より「進化」する 日本へ	 深貝 とおる 元日本行政士会 新-65 議会委員会委員 人に寄り添う 新しい行政
 ふじた 幸久 元財務副大臣 現-69 人を尊ぶとする政治 道き断から、笑顔に。	 まの さとし 全国議員連帯 Z世代の会 代表 新-58 被害者にも加害者にも ならない社会を作る!	 みずおか 俊一 元社説大臣 新-63 補佐 教育、くらし、平和 希望ある未来を子どもたちに	 もりやたかし 私設秘書 新-52 文芸対策局長 みんなで描く地域の未来 ～みんなの思いを国政へ～	 吉川 さおり 元参議院経済産業 新-42 委員 変わらぬ原点。 立ち向かう志。	 若林 ともこ 元神奈川県議会 新-57 議員 生活は政治だ!		

比例代表は、「候補者名」または
「立憲民主党」とお書きください。略称=りっけん

立憲民主党
The Constitutional Democratic Party of Japan
りっけん

支えあう社会のために



【党首】又市 征治

比例区は **社民党**
<http://www.sdp.or.jp/>

- 安心の社会保障へ立てなおし
 - 人間的に働き方の実現
 - 子ども・子育て支援の拡充
 - 消費税10%中止へ
 - 地域と農林水産業の再生
 - 脱原発の実現、被災地の復興
 - 辺野古新基地建設に反対
 - 行政の「私物化」を許さない
- 安倍政権は、民主主義の根幹を揺るがし、違憲立法を強行し、平和憲法の改憲に向けた暴走を続けています。こんな政治は、もう終わらせましょう。
社民党は、国民のいのちと暮らしを守り、誰もが安心して生きられる「支えあう社会」をめざします。

憲法を活かす政治 比例代表候補者



吉田 ただとも

社民党前党首、元参議院議員、大分県のエイトリフティング協会会長

【私のこだわり】
雇用労働、農林水産振興
子育て・教育、地方自治、交通



仲村 みお

前沖縄県議、沖縄平和運動センター副議長、自治体議員立憲ネットワーク共同代表

【私のこだわり】
地方自治、沖縄振興、子どもの貧困
子育て・教育、医療、福祉、基地問題



大椿 ゆうこ

労働組合役員、労働相談員

【私のこだわり】
クビ切りの雇用におびえず働き続けられる社会を
増税より真上げを!
脱原発 共生社会の実現

令和元年 参議院比例代表選出議員選挙 長崎県選挙管理委員会
7月21日執行 選挙公報

NHKから国民を守る党

[略称] N国党



NHKをぶっ壊す!

NHKスクランブル放送の実現

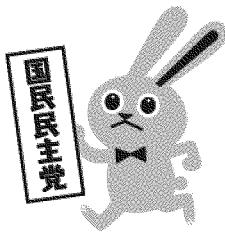
NHK受信料を支払わない人を応援します

現行のNHK受信料制度では、視聴していないのに払われている人がいる一方、視聴しているのに払わない人がいて不公平な状態です。我々NHKから国民を守る党はこの問題を解決するため、NHKの放送を観るなら払う・払わないなら観られないスクランブル放送の導入を目標として活動しています。

参議院(全国)比例区候補
立花孝志
浜田聡
熊丸英治
岡本介伸

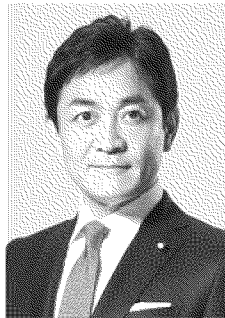


家計第一



比例区は、「候補者名」または「国民民主党」とお書きください。 [略称: 民主党]

- 児童手当増額!
子ども3人の家庭なら約1,000万円。
- 暮らせる年金を。
低所得者には最低年60,000円上乗せ。
- あなたの家賃を補助。
年収500万円以下世帯には月10,000円。




国民民主党 代表
玉木雄一郎

国民民主党 参院選比例名簿登載者 (アイウエオ順)

 石上 としお 参議院議員 現職 全力で働く、全力で届ける、全力で戦む。	 いそざき 哲史 参議院議員 現職 仲間思い、かたみにしたい。	 大島 九州男 参議院議員 現職 平和憲法の精神を守ります	 小山田 つね子 行政書士 4人組 新人 家計第一で政治を変える!	 酒井 リョースケ 新横浜市長議員 新人 日コハマ発! 働き方改革で男性の家庭進出を。
 鈴木 覚 元参議院議員 新人 人への投資で将来の人材を育成	 田中 ひさや JAM 副会長 新人 働くみんなの力になりたい。	 田村 まみ 元参議院議員 新人 働く仲間の笑顔のために	 中沢 健 行政書士 4人組 新人 現場第一主義	 浜野 よしふみ 参議院議員 現職 まっすぐに力強く! 働く仲間のために!
 ひめい ゆみこ 司法書士 行政書士 元職 活躍する女性が幸せになる社会へ!	 藤川 たけと 行政書士 新人 家計と地域に未来のタネをまく	 円 より子 元参議院議員 元職 皆置きおばあ。子育てで世代交代力発揮	 山下 ようこ 元東京府議会議員 新人 環境、農業、花と緑のトップランナー	

「安楽死」ひとつの選択肢 制度に反対ですか?

Consideration the Euthanasia System
安楽死制度を考える会
(略称: 安楽会)
◎比例代表名簿登載者 代表 佐野秀光 プロフィール



子供の頃から一日何度も自分で注射を打ち続ける病を抱えながら約37年現在に至る。日本大学2年生の20才の時に会社を設立。新しいビジネスに挑み続けて28年。金融機関や不動産会社、弁護士、税理士事務所等を対象に顧客数2万社以上。政治の世界でも新しい政策を折衝し、2009年から安楽死制度の創設を訴え新党本陣(後に安楽死党に改名)。2014年より直接民主制を訴える政治団体「支持政党なし」代表。今回は政治活動の原点に戻り「安楽死制度を考える会」代表として活動中。

- 自分の最後は自分で決めたい
 - 制度を使いたくない人は使わなければよい
- 耐え難い痛みや辛い思いをしてまで延命したくない
- 家族などに世話や迷惑をかけたくない
- 人生の選択肢の一つとしてあると「お守り」のように安心



賛成の方は 比例代表は **安楽会** (略称) とお書きください

令和元年 参議院比例代表選出議員選挙
7月21日執行

選挙公報

長崎県選挙
管理委員会

希望と安心の日本を

国民の願いを実現する日本共産党の現実的な公約です。「財界中心」「アメリカいなり」という
自民党政治のゆがみをただし、「市民と野党」の共闘をすすめ、新しい政治の扉を開きます。

政府が年金7兆円削減 (2040年時点) **2019年** 月6.5万円 → **2040年** 月4.5万円

「減らない年金」を

貰いたい年金を安心の年金にすることこそ政治の役割です。
—年金を減らし続ける仕組み(マクロ経済スライド)をなくし「減らない年金」にします。
①年収1000万円以上の人の保険料を見直す
②約200兆円の年金積立金を活用する
③賃上げ・正社員化をすすめ保険料収入・加入者を増やす
—3つの改革で、財源にあてます。

月6.5万円以下の年金生活者すべてに
月5千円を上乗せします

消費税10%中止

くらしに希望を

**8時間働けば
ふつうに暮らせる社会を**

- 中小企業の賃上げ支援の予算を1000倍にし、最低賃金をいまず全国どこでも時給1000円に。1500円をめざす。
- 残業代ゼロ制度の廃止。残業上限は月45時間に。

**くらしを
支える社会保障を**

- 公費1兆円投入で国保料(税)の大幅引き下げ。
- 子ども医療費無料化を国の制度に。
- 低所得者の介護保険料を2/3の水準に。

**お金の心配なく学び、
子育てができる社会を**

- 大学・専門学校の出費をまず半額に、段階的に無償化へ。
- 70万人に給付制奨学金(月3万円)。
- 小中の学校給食費・保育の無償化。

**必要な財源は
こうしてつくる**

法人税の大企業への優遇税制を改める 約**4.0**兆円
富裕層優遇の証券税制などを改める 約**3.1**兆円
米軍への思いやり予算などをやめる 約**0.4**兆円

詳しくはWEBへ!
<https://www.jcp.or.jp/>

憲法 安倍9条改憲をストップ、安保法制は廃止する。
F35戦闘機の「買払い、やめ、イージス・アショアの配備撤回。

安保基地 辺野古新基地建設中止、自衛隊基地の無条件撤去で対米交渉を。日米地位協定の根本改正。
日米安保条約をなくし、対等・平等の友好条約を結ぶ。

平和核兵器 核兵器禁止条約にサインする政府をつくる。
紛争を話し合いで解決する「北東アジア平和協力機構」を推進。
全千島返還を正面から求める立場で領土交渉を。

ジェンダー平等 国際水準のハラスメント禁止法を制定。選択的夫婦別姓を実現する。
性暴力やDVを許さず、同性婚を認める民法改正などLGBT/SOGI(性的指向・性自認)に関する差別のない社会を。

原発 原発ゼロの日本へ、再生可能エネルギーへの大転換をはかる。原発事故被災者への完全補償、徹底した原発を国と東電の責任で。

FTA農業 日米FTA交渉はただちに中止。
TPP協定から離脱し、食料主権・経済主権を尊重した貿易協定を。

防災 被災者生活再建支援金を500万円に増額。半壊も支援の対象に。
カジノ誘致は中止する。

比例代表名簿登載者(第1次)



党副委員長
紙 智子 現
64歳。参議議員3期。
活動地域 北海道、東北



前衆議議員
梅村 さえこ 新
55歳。元消費財をなくす全国会の会事務局長。
活動地域 埼玉、茨城、栃木、群馬



党書記局長
小池 晃 現
59歳。参議議員3期。全国革新代表世話人、医師。
活動地域 東京



党中央委員
しいば かずゆき 新
42歳。
活動地域 神奈川、千葉、山梨



党参議院幹事長・国対委員長
井上 さとし 現
61歳。参議議員3期。
活動地域 東京、北海道、岩手



党副委員長
山下 よしき 現
59歳。参議議員3期。
活動地域 大阪、兵庫、滋賀、奈良、和歌山



弁護士
仁比 そうへい 現
55歳。参議議員2期。党参院国対副委員長。
活動地域 中国、四国、九州、沖縄



比例
代表は
日本共産党
と
お書き
ください

日本共産党
略称/共産党



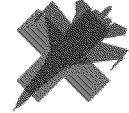
令和元年 参議院比例代表選出議員選挙 選挙公報 長崎県選挙管理委員会

オリーブの木 与党も野党も期待できない 政党連合「オリーブの木」

なぜ、オリーブの木なのか？ 大企業や業界団体、大労組や公務員労組の支援を受けた政党では、本当に国民のためになる政策は出せない(例、原発ゼロ・官民格差是正)。

5月20日、「自由国民党」、「新党憲法9条」、「今治加計獣医学部問題を考える会」、「平和の党」(代表 西尾憲一千葉県議会議員)の4団体で、政党連合「オリーブの木」を結成。

共通政策



① 対米自立 (地位協定の見直し、専守防衛等。)

② ベーシックインカム導入 (政府が生活費を国民に配る。)

③ 消費税5%へ

④ 官民格差(1.6倍)是正

⑤ 原発即時ゼロ



黒川あつひこ 代表 今治加計獣医学部問題を考える会



天木 直人 総務会長 元総務大臣 日本国体協会 全農大



小川まなぶ 幹事長代理 平和の党 副代表 会長



若林 アキ 党女性局長 ジョーアリスト

選挙はカンパとボランティアで



HPはコチラ

比例代表は「オリーブの木」(略称オリーブ)または候補者名をお書きください。

小さな声を、聴く力。

子どもから高齢者まで「安心社会」をつくります

日本は今、深刻な人口減少、少子高齢化に直面しています。この最重要課題を乗り越えるためには自民、公明両党による安定政権が不可欠です。公明党には、生活者の小さな声を聴き、地方と国のネットワークで確実に国政につなぐ力があります。この力を発揮し、子どもから高齢者まで安心の全世代型社会保障を確立してまいります。

政策

1. 全世代型社会保障へ

消費税率を10%に引き上げ、年金、医療、介護、子育て支援に活用。

- ◇「子育て安心」社会に向け、「3つの教育無償化」を実現へ
◇低年金者を対象に年最大6万円を上乗せし、介護保険料を軽減
◇消費税率引き上げに備え、軽減税率、プレミアム付き商品券など実施へ

2. 力強い日本経済へ

国民が「実感できる」景気回復を実現します。

- ◇最低賃金1000円以上への着実な引き上げやその影響を受ける中小企業への支援を強化。
◇1時間単位で取得できる年次有給休暇制度を導入します。

3. 希望ある「幸齢社会」へ

新たなモビリティ(移動)サービス社会へ

- ◇交通機関の運賃割引やデマンド型(予約制)バスの普及など、地域における暮らしの足の確保。
◇認知症の予防・介護方法の研究とともに、根本治療薬の開発費を拡大します。

身を切る改革 国会議員歳費の10%削減に挑戦!

政治の安定には、国民の納得と信頼を得ることが不可欠です。消費税率10%への引き上げに向けた今こそ、国会議員自らが、痛みを伴う「身を切る改革」を断行し、その覚悟を示すべきです。公明党は国会議員歳費の10%削減を実現します。



公明党

比例区の投票用紙には、公明党の候補者名または公明党と、お書き下さい。略称は公明



若松 かねしげ 現 役員:元復興副大臣、参院議員1期。 経歴:中央大学一学年、公明会計士、税理士、行政書士、年齢:63歳 「現場第一」で復興・防災に全力



平木 だいさく 現 役員:元経済産業大臣政務官、参院議員1期。 経歴:東京大学法学部卒、年齢:44歳 未来をひらく 確かな実力!



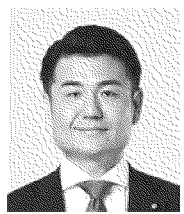
新妻 ひでき 現 役員:元文部科学大臣政務官、参院議員1期。 経歴:東京大学大学院修士課程修了、年齢:48歳 「ものづくり」でこの国を元気に!



山本 かなえ 現 役員:元厚生労働副大臣、参院議員3期。 経歴:京華大学文学部卒、年齢:48歳 「あなたの声を、かえるチカラ。」



山本 ひろし 現 役員:元財務大臣政務官、参院議員2期。 経歴:慶應義塾大学法学部卒、年齢:64歳 現場直結で障がい者支援と地域復興



かわの 義博 現 役員:党会議員ロス削減推進プロジェクトチーム事務局長、参院議員1期。 経歴:慶應義塾大学経済学部卒、年齢:41歳 近い、速い、温かい。

公明党は、参院選比例区に上記の6人をはじめ17人を公認しています。(※F) 年齢は公認時年齢

令和元年 参議院比例代表選出議員選挙 長崎県選挙管理委員会
 7月21日執行 選挙公報

れいわ
新選組
 れいわしんせんぐみ

山本太郎
 やまもと たろう

全国比例区は候補者個人名または**れいわ**と書いてください

れいわ新選組【候補者リスト】

- 【特定枠①】 ふなごやすひこ** (全身麻痺キリスト・難病ALS患者)
- 【特定枠②】 木村英子** (全国公的介護保障要求者組合書記長)
- 大西つねき** (元J.P.モルガン銀行資金部為替ディーラー)
- 辻村ちひろ** (原爆保護NGO職員)
- はすいけ透** (元北朝鮮による拉致被害者家族連絡会事務局長)
- 三井よしふみ** (元銀行員・元セブンイレブンオーナー)
- やすとみ歩** (東京大学東洋文化研究所教授)
- 山本太郎** (参議院議員・俳優)
- 渡辺てる子** (元派遣労働者・シングルマザー)

れいわ緊急八策

- ① 消費税は廃止** 物価が下がり、実質賃金は上昇、景気回復へ、6年後には、1人あたり賃金が44万円アップ。財源は、租税特別措置(BO以上の大企業優遇税制)の廃止と法人税の累進化でつくりがきます。
- ② 全国一律！最低賃金1500円「政府が補償」** 消費税廃止と法人税の累進化(中小零細事業者の大減税)それでも赤字の事業主は政府が補償。地方活性、景気回復、東京一極集中是正の切り札。同時に、最低賃金法に附り生活保護基準も引き上げ、年収200万円以下世帯をゼロに。
- ③ 奨学金徳政令 ④ 公務員増** 原児作議員、介護・保育士など希望者全員の公務員化。国がケチる分野がこれからの成長分野。1万人あたりの公務員数をみると、日本は英国の約3分の1、米国の約2分の1です。公務員を増やす。安定雇用も経済政策です。
- ⑤ 一次産業戸別所得補償** 食糧安全保障は国を守る上で最重要事項。TPP、日米FTAなどで一次産業壊滅の危機。あまりに低すぎる食料自給率を100%目指し大改革。農林水産業に届けば安定した生活が送れるよう、政府が直接払いで戸別所得補償。
- ⑥ 「トンデモ法」の見直し・廃止** TPP協定、PFI法、水道法、カジノ法、漁業法、入管法、理子法、特定秘密保護法、国家戦略特別区域法、所得税法等の一部を改正する法律、派遣法、安全保障関連法、刑罰法、テロ等準備罪など。
- ⑦ 辺野古新基地建設中止** 沖縄の民意は明確。
- ⑧ 原発即時禁止・被曝させない** 東電原発事故による被災者・被害者の支援の継続、拡充を。

事務所 〒160-0004 東京都新宿区西四 2-11-15 JLBグランエクリュ西四 1F~3F
 TEL:03(6384)1974 FAX:03(6384)1975 MAIL:hagaki@reiwa-shinsengumi.com
<https://www.reiwa-shinsengumi.com> れいわ新選組 検索



労働の解放をめざす労働者党

比例区は働く者の一票一票をそして労働者党へ!

差別労働、長時間労働の1掃を！

【特定枠候補】伊藤美津子 非正規労働者として10年以上勤めた労働者として10年勤め、加齢とともに健康状態が悪化し、労働者としての権利が認められず、苦しい生活を送る労働者の方々の代表として、労働者の権利の擁護に努めます。差別労働、長時間労働の1掃を！苦しい生活を送る労働者の方々の代表として、労働者の権利の擁護に努めます。

【特定枠候補】伊藤美津子 非正規労働者として10年以上勤めた労働者として10年勤め、加齢とともに健康状態が悪化し、労働者としての権利が認められず、苦しい生活を送る労働者の方々の代表として、労働者の権利の擁護に努めます。差別労働、長時間労働の1掃を！苦しい生活を送る労働者の方々の代表として、労働者の権利の擁護に努めます。

【候補者名】大野利子 労働者解放のための闘いを続ける労働者の方々の代表として、労働者の権利の擁護に努めます。差別労働、長時間労働の1掃を！苦しい生活を送る労働者の方々の代表として、労働者の権利の擁護に努めます。

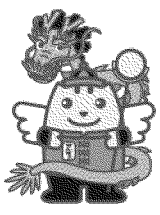
【候補者名】大野利子 労働者解放のための闘いを続ける労働者の方々の代表として、労働者の権利の擁護に努めます。差別労働、長時間労働の1掃を！苦しい生活を送る労働者の方々の代表として、労働者の権利の擁護に努めます。

投票日は**7月21日(日)**です。

選挙区は **クリーム色** の投票用紙に候補者名を
 比例代表は **白** 色の投票用紙に候補者名または政党名のいずれかを
 (投票用紙を間違えないように投票しましょう。)

考える、きっかけ。

～ 自分ごと。家族ごと。日本のごと。～



投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

令和元年 参议院比例代表選出議員選挙 長崎県選挙管理委員会
 7月21日執行 選挙公報

- 景気対策 消費税5%への減税で景気アップ
- 地方活性化 減税と規制緩和で地元に企業を呼び戻そう
- 財政再建 経済成長による健全財政を
- 社会保障 「自助と支え合い」で安心の社会保障を
- 外交・防衛 国防で、愛と自由を守れる国に

女性局長を経て現職。2016年、国連女子差別撤廃委員会でスピーチを行う。夕刊紙連載ほか、著書に「繁栄の担ひくり」など。**党首**

三審事(検)勤務時代に30数か国を訪問。駐在員としてナイジェリアに3年半勤務。現在、党幹事長兼選対委員長。**幹事長**

ユーチューバー「及川幸久」滞在番組チャンネル、作家、国際政治コメンテーター、幸福実現党事務局長。**外務局長**

釈りようこ **松島ひろのり** **及川幸久**

略称: 幸福 **比例は「幸福」** または **候補者名** をお書きください。

いのちを守り、繁栄を実現する。**幸福実現党** hr-party.jp

維新はやる。次の時代を創る。

この国の社会保障制度、とくに年金制度改革は待ったなしの状況にあります。維新は必要な社会保障制度の議論を真摯に行います。既存の与野党にできない具体的施策の提案を続けます。

徹底した **規制改革で経済成長** を実現
 支払った分だけきちんと受け取ることで **年金制度改革**
 機会平等社会を実現するための **教育完全無償化**

代表 **松井一郎**

比例代表候補者

むろい邦彦 日本維新の会参議院幹事長 元国土交通大臣政務官 子や孫たちに夢をつなぐ国づくり	藤巻健史 一橋大学卒業/元モリガン銀行 日本代表・東京支店長 今こそ財政金融の専門家を!	山口かずゆき 現学療法士/介護支援専門員 元衆議院議員 いのち輝く未来へ	鈴木宗男 元衆議院議員/元国議大会 北海道・札幌開港行長官 政治に帰れ! 北方領土問題解決	梅村さとし 44歳/大阪大学医学部卒業 内科医師 日本を元気に! 医療・介護制度の改革を!	しばた巧 早稲田大学大学院政治学研究科博士 自派改組率70%増進(1期) もっと教育無償化を進めたい!	空本せいいき 東京大学大学院博士(工学博士) 衆議院議員(1期) 政治家として、 技術者として、誠実な実績
あらき大樹 昭和46年生/前防衛医科大学 公設財団法人理事長 あらき雨風 よらは大樹	いわむち美智子 東洋大学法学部助教 環境政策推進生協副代表等 私たちは幸せに なるために生きている	奥田まり 36歳/家医・天・男・女・検 費知事出身/名古屋市長 河村市長の改革推進! 減税日本とのW公衆	くしだ久子 元アナウンサー/横浜国立大 横浜市議/船引署知事出身 共同親権の実現 動物施設ゼロ	くわはらめぐみ 主婦/33歳/元議員秘書 維新政治塾第1期生 女性目録、主婦目録、 維新から、	森口あゆみ 三重県伊賀市生 狂龍事務所代表 嘘ばかりの政治は 許さない!	やながせ裕文 早稲田大学大学院政治学研究科 東京で維新を、プシに7増進 子どもたちの未来へ!

比例代表は「維新」または、「候補者名」をお書きください。 **日本維新の会**

投票日は7月21日(日)です。

選挙区は **クリーム色** の投票用紙に候補者名を
 比例代表は **白色** の投票用紙に候補者名または政党名のいずれかを
 (投票用紙を間違えないように投票しましょう。)

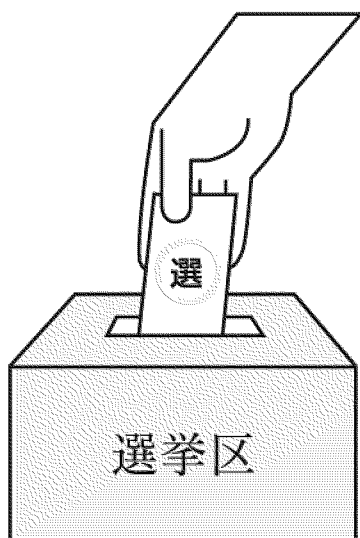
考える、きっかけ。
 ~ 自分ごと。家族のこと。日本のこと。~

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、期日前投票または不在者投票をしましょう。

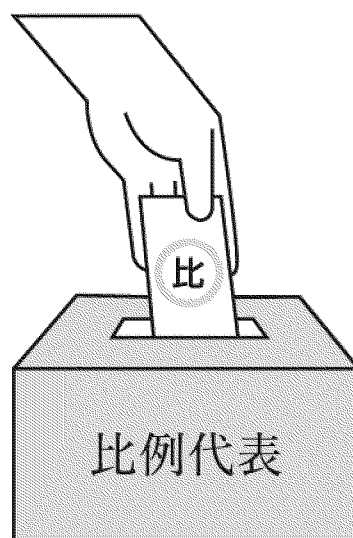
選挙区は
候補者名を書いて

比例代表は
候補者名または政党名
のいずれかを書いて

(今回の選挙から「特定枠制度」が導入されました。)



クリーム色の投票用紙



白色の投票用紙

投票用紙をまちがえないように投票しましょう。

考える、きっかけ。

～自分のこと。 家族のこと。 日本のこと。～

参議院議員通常選挙
7月21日(日)投票日

投票日に仕事やレジャーなどの予定がある方は、期日前投票または
不在者投票をしましょう。

詳しくはこちらをご覧ください。
(長崎県選挙管理委員会のホームページ)

